

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

(10月2日)
(第13号)

第13号
10月2日

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

第13号

○平成27年10月2日（金曜日）

議事日程（第13号）

平成27年10月2日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
第2 請願取り下げの件

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
日程第2 請願取り下げの件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助

10	番	田	中	智	也
11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	彦	坂	公	之
14	番	濱	井	初	男
15	番	吉	川		新
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	石	田	成	生
20	番	中	村	欣	一郎
21	番	大	久保	孝	栄
22	番	東			豊
23	番	津	村		衛
24	番	森	野	真	治
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	後	藤	健	一
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	北	川	裕	之
30	番	村	林		聡
31	番	小	林	正	人
32	番	服	部	富	男
33	番	津	田	健	児
34	番	中	嶋	年	規
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	長	田	隆	尚

38	番	舘	直	人
39	番	日	沖	正
40	番	前	田	剛
41	番	舟	橋	裕
43	番	三	谷	哲
44	番	中	村	進
45	番	青	木	謙
46	番	中	森	博
47	番	前	野	和
48	番	水	谷	隆
49	番	山	本	勝
50	番	山	本	教
51	番	西	場	信
52	番	中	川	正
(42)	番	欠		番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥	井	隆	男
書記(事務局次長)	原	田	孝	夫
書記(議事課長)	米	田	昌	司
書記(企画法務課長)	佐々	木	俊	之
書記(議事課課長補佐兼班長)	西	塔	裕	行
書記(議事課班長)	上	野		勉
書記(議事課主幹)	西		典	宏

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴	木	英	敬
副知事	石	垣	英	一

副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	竹 内 望
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	伊 藤 隆
環境生活部長	高 沖 芳 寿
地域連携部長	福 田 圭 司
農林水産部長	吉 仲 繁 樹
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝 治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡 村 昌 和
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	亀 井 敬 子
雇用経済部観光局長	田 中 功
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西 城 昭 二
企 業 庁 長	松 本 利 治
病院事業庁長	加 藤 敦 央
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	前 田 光 久
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	森 元 良 幸

代表監査委員
監査委員事務局長

福井 信行
小林 源太郎

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

竹川 博子
青木 正晴

選挙管理委員会委員長

宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長

田 畑 知 治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。18番 野口 正議員。

〔18番 野口 正議員登壇・拍手〕

○18番（野口 正） おはようございます。自民党、松阪市選出の野口正でございます。ちょっと声が、激戦をやっておりますのでこんな状態でございます。申しわけございません。

さきに先輩議員が質問されて、質問が重なる場合がございますので

が、新人議員でございますので、重ならないように考えましたが一部重複する部分があると思いますので、よろしく願い申し上げて始めさせていただきます。

まず初めに、鳥獣被害の件で質問させていただきます。

鳥獣害の件につきましては、県はもちろん、市町においても大きな問題となっております。電気柵に家や畑までが囲まれて生活していることは異常なことであり、生活をされている方においては大変苦痛であろうと思います。心配、不安の中で生活することが人として生きていく上で行政としていかなものかと思ってみるのではないかと考えております。

猿、イノシシ、鹿、そしてカラス等の鳥獣は地域意識がございません。当然、餌場のよいところを移動するわけでありますから、今日は松阪地域、明日は津地域へと移動することになります。市町だけでは対応できない場合も生じてきていると思います。

松阪では、今、山間部から猿が市街地のほうへ移動していると聞いております。聞いたところによりますと、餌の柿を目指して移動しているんだという話でございました。せっかく育てた作物を収穫前に食ってしまう。商品価値は当然としても、後のことも考えず根こそぎ破壊してしまい、農家の人たちにとっては大変な死活問題であろうと考えます。

また、カラス等でございますが、これは松阪の例でございますが、ビワの木がありました。ビワが、下のほうは鹿が来まして食われます。そして、ネットとかその他のものを全部破壊して、そして、その上に、上のほうの食えないやつはネットを壊されたものでカラスが食ってしまう。そして全滅をしまい市が立たない、そんな状況が多々見えました。

獣害対策につきましては、各市町で補助金の対応をしていますが、その対応はまちまちでございます。ここにちょっと見ていただきますと、ここに書いてございます。（パネルを示す）松阪市はちょうど平成24年から急に頭数が増えております。これはなぜかといいますと、このときから補助金が上がりました。ですので、急遽、補助金の額が倍になったということでかなり取

られました。そして、ここに書いております補助金、猿が1万5000円、鹿が1万円、イノシシが1万円です。これ、聞きましたら、伊賀市は猿は3万円とかという話でございました。松阪市ではこのとおりでございます。他の市町でも同じでございます。先ほどから申しておりますが、鹿、イノシシ、カラス等は、市町の関係なく移動します。当然ですが、熊の件も同じく県でも同じでございました。

御存じのように、国では認定鳥獣捕獲等事業者制度を設け、18億円が国から交付金が出されたということであります。三重県におきましては1000万円だと聞いております。当然、殺処分することが対応策としては私は一番よいと思っております。しかし、生態環境の問題、そして、ハンターの皆様の高齢化によるハンターの減少化もあります。これで、認定鳥獣捕獲等事業者制度により各種の業種の方々が参入を計画され、ハンターの雇用や若い人たちの受け入れも模索されております。また、処分をされたイノシシ、鹿等の肉の販路拡大も必要であろうかと考えます。採算性の問題も含め、処分、処理の利用をいかに行うかも大きな問題であろうと考えます。鹿については県での適正頭数を定めておりますが、実数は7万頭から8万頭近くいるのではないかと聞いております。

そこで、県として現状をどのように把握しているのか、対策はどのように考えているのか、市町の対応についてどのように把握しているのかをお聞きしたいと思えます。1回目の質問とさせていただきます。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 鳥獣害の現状について、特に被害現状と対策について御答弁を申し上げます。

県では、野生鳥獣による被害の減少を図るため、市町や関係団体と連携し、集落ぐるみによる追い払いや侵入防止柵の整備等を行う、いわゆる被害対策、二つ目として、野生鳥獣の捕獲力の強化や森林整備による生息環境の創出などを進める生息管理、三つ目としまして、捕獲した野生獣を活用する獣肉等の利活用の3本柱をもちまして、総合的に獣害対策に取り組んでおります。

その結果、県内の農林水産業被害金額は、平成23年度の約8億2100万円をピークに3年連続で減少をしていきました。平成26年度には6億円を下回る見込みとなっています。

しかしながら、県内の集落の皆さんに実施していますアンケート調査においては、まだまだ被害の減少を実感していただけていないというような状況であるということも認識しております。さらなる被害の減少を目指し、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどの捕獲を的確に推進していく必要があると考えています。

具体的には、市町において、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用により、侵入防止柵の整備や有害捕獲活動が推進されているほか、県では、市町との密接な連携のもと、地域の取組が効果的、効率的に進むよう、開発、実証してまいりました大量捕獲技術の普及、獣害対策に取り組む集落づくりに向けた座談会等による地域住民の皆さんの意欲醸成やリーダーの育成講座の開設、議員の御指摘もありましたが、行政境界近辺における捕獲を促進するため、関係市町や隣接県、あるいは猟友会との連携による広域一斉捕獲活動の実施、市町が効率的に捕獲を進めるための捕獲促進プランの作成支援などに取り組んでいます。

また、本年5月に施行されました鳥獣保護管理法により創設されました、国や県が捕獲に取り組むことができる指定管理鳥獣捕獲等事業を活用しまして、本年度はJR紀勢本線の周辺、市町でいきますと尾鷲市、紀北町にまたがるわけですが、この地域において、県が委託する認定鳥獣捕獲等事業者によるニホンジカの捕獲を予定しております。

今後も引き続き、市町や関係団体の皆様と連携を図りながら、野生鳥獣の被害減少に向けしっかりと対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

私、確認したところ、鹿とかイノシシの頭数が、過去においてよりは、実

数はかなり減っているというのを聞いています。たしか9万頭近くおったのが、今は7万頭か8万頭で、1万頭か2万頭、全体としては減少しているんだよという話は聞いています。ただ、はっきり言って、味を覚えたのか、イノシシにしろ鹿にしろ、もう民家へとりに来るわけですね、食べに。山におったって、グルメじゃないでしょうけど、余りおいしいものはないと、こっちに來たらおいしいものがあるよということで、どんどん、市街地というか、山間部から市街地のほうへ入ってくる。これが問題だと思う。そのために、今言われました柵とかをつくってみえる。確かによそでも。ただ、聞きましたら、請求して柵とかそういうのを出すんだけど、予算が減っていて出てこないんですよという問題がはっきりしています。実際問題、予算として、被害は少なくなってなんて言っていますが、私はそうじゃなくて、もうどんどん來られて、それで柵をつくる。ところが、前の亡くなったみたいな電気の柵をつくるけど、管理ができない。管理ができないから勝手にやった。亡くなられた方がみえました。そんな問題も生じてくると思うんです。

私、地域を回らせていただくんですわ。地域を回らせていただくとどこに行っても、もう猿なんかしょっちゅう見ますわ。イノシシなんかもう前に突っ込んできますからね。鹿は、子どもの鹿はかわいいです。見たら、ああ、かわいいなと思います。大きな、角を持っているのが前におったらどきっとします。そんなのも含めて、やっぱりもうちょっと県として対策をお願いしたい。

私は殺処分しかないとは思っています。これはもう、ちょっとかわいそうな言い方かもしれませんが、殺処分しかない。これしかないだろうと。減らすにはね。それで、さっき言ったように適正頭数、多分、まだ今の5倍、10倍減らしてもまだまだ多いんだと。適正頭数にはならないんだと。適正頭数というのはそのときによって違いますから、1万頭前後ぐらいだと思っておるんですけど、今言われたように7万頭近くいるということであればかなり、やっぱり厳しいものがあるのかなと思います。そこら辺を含めて、殺処分をしていただく、補助金を出していただく、これしかないと思うんですよ。先

ほど見てもらったパネルを見てもらったら、一挙に増えたんです、倍近く、値段が上がれば。やっぱりそれは補助金を出していただいて。ある程度処分する人たちの、一生懸命、多分嫌やと思うんですよ、生き物を殺すのは。だけど、それをやってもらわなきゃならない。そこら辺のことを思って、補助金とかそういう対応について、どのように今考えておられるのか、そして、先ほど言った電気柵等については、柵についての予算についてどう思われておるのか、ちょっとお聞きします。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 議員御指摘のように、地域において獣害、非常に深刻であります。やはりそのためには、電気柵をするにしろ、あるいはいろんな殺処分にするにしろ、予算と申しますか、お金がかかってまいります。これについては国の補助事業を活用しております。ただ、基金事業に実施していましたが緊急捕獲事業が平成26年度に廃止をされまして、平成27年度からは鳥獣被害防止総合対策交付金という事業の中で、二つあったやつが一つに絞られたということで、国から県に参りました内示額もかなり厳しい状況でございます。引き続き国に対して予算要望は行っておりますが、今来た予算については、緊急性とか、非常に計画的に、効率的に、しっかり我々も地域の皆さんに使っていただけるように配慮はしますし、あわせて国に対してもしっかり要望していきたいと思っております。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

もう予算が少ないのはわかっていますので、これは知事がしょっちゅう頭を抱えられていることです。ところが、そうはいつでもやっぱり必要なものは必要だし、生活を守っていただくものはやっぱりそれなりに必要だと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

それと、僕、認定鳥獣捕獲等事業者制度、もうこれから、ハンターが少なくなってきた以上、これは大切なことだと思うんですよ。国として1000万円いただいていますけど、ここら辺の対応というのはどのように考えておられるか、ちょっとお聞きします。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 認定鳥獣捕獲等事業者制度につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、県とか国が法律の改正によって捕獲に乗り出すことができるようになりました。ただ、そのときに県が、いわゆる一定の条件をクリアされた団体に対して認定鳥獣捕獲等事業者として指定をさせていただくということです、引き続き法律が改正になって県が実施できることになりましたので、そういった認定鳥獣捕獲等事業者制度は有効に活用していきたいというふうに考えております。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） 本当に鳥獣の問題というのは、今までたくさんの方、村林議員とか、いられた竹上真人元議員とか、いろんな方が一生懸命やられていた、そういう話は聞いておりますが、これからもぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

じゃ、続きまして、時間もないですので、次に行かせていただきます。

続きまして、国内外の観光誘客と、県内市町の海外友好都市提携の現状と対応についてということでさせていただきます。

世界の各国から日本へ訪問していただいて宿泊していただいているのが、平成26年度、ちょっとこれを見ていただくとわかるんですけど、（パネルを示す）こういう状況でございます。

平成26年度ではちょうど、これは宿泊者数ですけど17万8520人、これ以外の方も多分みえると思います。あと、これ以外の方でまた、宿泊じゃなくて、京都とかああいうところからちょっと寄られて、ぜひ松阪肉を食べていただきたいんですけど、そういう方もみえると思いますので、そこら辺は含めずでもやっぱり約17万人。年々、見ていただくように、ちょっと見にくいんですけど、毎年、これはもう知事のおかげだと思います、いろんな方、来ていただいています。私の松阪では、特に台湾の方、よく見えています。これは、私どもの議員連盟の方とか、また、知事も含めて一生懸命、台湾のほうの関係者にやっていただいて、来ていただいたんだと思うんです。ですから、そういう面に関しましてお礼を述べたいと思います。

しかし、私はちょっと、本当に残念に思うのは、三重県は観光資源があります。知事、最初のあれで言われていました。DNAで結構いいものを持っている。各地いっぱいあります。しかし、残念ながらそれらの資源がうまく活用されていない、うまく発信をされていないと私は考えております。そして、観光地の各市町との関係もあるんですが、連携がうまくいっていないのではないかと思います。

三重県内の地域には、先ほどの祭り、風景、食べ物、日本中どこにも負けないものがあります。これは知事もそうやって前るとき言われていました。私はこれらの現状を、県は一生懸命やっつけていただいているのはわかるんですけど、諸般の問題でうまく機能していないのではないかとちょっと心配をしています。市町だけでは、観光協会、これは本当に予算がないんですわ。ただ、予算の関係を含めて市町だけではできない。ですから、県として三重県内の観光についてどのようにしていくのかを私は聞きたいと思います。

また、三重県内には、外国との友好都市の交流を決めている市町がたくさんございます。ちょっと画像を次に行かせていただきますが、(パネルを示す) ちょっとずれまして申しわけないです。今、市町、こういうのをやっております。私どもの松阪市も無錫市濱湖区とも友好都市をさせていただき、私もこれに関しては十何回、実費で行かせていただきました。実費でございます。こんな状況でございます、ありがとうございます。

これらの三重県内の都市の友好都市関係を市町が持っておられます。私は、これらの市町の皆さんの関係者が三重県内に誘客できないか、誘客できる確率が、これは鈴木英敬知事がよく言っておられますけど、やっぱり行くと、いろいろ来ていただくと、やっぱりあると思うんですよ。

私、調べました。過去において、鳥羽市ですけど、鳥羽市で商工会議所。これは中村館長がたしか私に言われたことでしたので調べてもらいました、鳥羽市のほうに。そしたら、商工会議所の主催で2010年に蘇州市の小・中学校637名の単位で鳥羽市に呼んでみえました。諸外国の修学旅行、これはあれですけど、そのときに、あと、二千十何年、東日本の震災があってから、

ちょうど毎年50名ずつ、今、やっぱり来ていただいております。

やっぱりこれだけでも大分違うと思うんです。これはまた別な意味での、観光というだけじゃなくて、また教育委員会の問題もあると思うんですけど、ここら辺を考えていくと、ぜひ私は、これは国内の修学旅行も含めて、やっぱりやっていただきたい。この人たちに声をかけていただきたい。そして、観光客誘致ということも含めて、教育としての交流を深めていただいて、これからの友好都市、これはあれですが考えていただいたらどうかと思っています。

今、市町については市町のこういう交流を県が把握されているのか、また、県の友好都市関係も含めてお聞きしたいと思います。

知事は世界各国へ行かれて観光客誘致に努力されています。例えば、松阪牛をアメリカ等へ1頭分持っていかれてキャンペーンをしていただいて、これは本当にありがたいことだと思います。

ですが、実際、松阪牛肉を外国へ送る、または買っていただくための状況を考えたんですけど、国内側、すなわち畜産農家側とか販売をしている人にとってどう思うか。できる状況なのかと。米国へ1頭分持っていきますと、品質管理、輸送費の関係、生産量の問題を含めて考えていかなきゃなりません。そういう状況もあります。地元において、海外ではなく地元で食ってくれと、地元で食べてほしいんやという声もかなり聞いておりますので、そこら辺も、これはもう答弁に関係ないですけど、よろしく願います。

また、観光事業は決して県や市町の行政だけでは成り立ちません。民間の方々、関係者の力が絶対必要であります。これらの方への対応や関係、連携はどのように考えてみえるのかをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

〔田中 功雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（田中 功） それでは、私のほうから、議員から御質問いただきました、まず、国内外の誘客における県と市町との連携についてお答え申し上げます。

本県におきましては、神宮式年遷宮の好機を捉えまして、平成25年4月から3年間、官民が一体になりました三重県観光キャンペーンを展開しております。市町、観光協会等とそこで連携しまして、地域の発信や特色ある観光資源を活用した連携事業に取り組んでいるところでございます。

また、海外誘客につきましてでございますが、平成16年度に官民一体になりました、組織化しました三重県外国人観光客誘致促進協議会、約300団体の会員がみえますが、その協議会の場を通じまして、松阪牛、忍者、海女など、本県が世界に誇るクールジャパン資源を活用して誘客活動に取り組んでいるところでございます。

さらに、来年の伊勢志摩サミット開催を千載一遇のチャンスと捉えまして、本県の持ちます魅力を国内外に向けて力強く発信できますよう、県内市町、民間事業者などと、より一層連携した取組を進めてまいります。

次に、御質問いただきました、県内市町の海外友好都市提携などを誘客活動につなげていったらどうか、また、県の現在の姉妹友好提携に基づく取組状況についてお尋ねがございました。お答え申し上げます。

県内市町の姉妹友好都市提携につきましては、九つの市町においてそれぞれ一つまたは複数の海外自治体との間で提携がなされているところでございます。市町における姉妹友好都市提携につきましては、基本的にはおのおの市町の御判断によるものでございますけれども、姉妹友好都市提携に限らず、学術提携なども含め、海外との交流をもとに誘客を進めることも大切であり、地域におきましてその交流先から効果的な誘客が期待される場合におきましては、地域地域におきましてその交流を積極的に活用いただき、また、県も連携して誘客に取り組んでいきたいと考えております。

次に、県の姉妹友好提携につきましてでございますけれども、現在、四つの国、自治体と提携しております。

まず、スペイン・バレンシア州についてでございますけれども、3年前の提携20周年の際、バレンシア市内で開催されたジャパンウィークで、三重大学、そして松阪市のNPO法人と連携しまして、スペインで人気がございます

す忍者を中心に、三重県のPRや交流事業を行いました。

ブラジル・サンパウロ州につきましては、2年前に提携40周年を記念しまして産学官民によるオール三重で訪問しまして、本県の総合的なPRを行ったところでございます。その際に、現地で受けました要望、ビザの緩和についてでございますけれども、県議会や他の自治体とともに取り組んできた結果、外務省におきまして本年6月から、観光等の目的で来日しますブラジル人への短期滞在数次ビザの発給が開始されたところでございます。

また、去年はサンパウロ州内の旅行社や新聞社にお越しいただき、県内でのファムトリップも実施し、本県の魅力的な食や観光地をPRしました。

なお、今年7月には、担当職員がブラジルとの交流促進に取り組む四日市市のNPO法人や伊賀忍者とともに、サンパウロ市内で開催されましたフェスティバル・ド・ジャポンに参加し、忍者によるステージパフォーマンス、三重県ブースでの観光や物産のPR、現地旅行会社、サンパウロ州政府等への訪問などの取組を行ったところでございます。

さらに、中国河南省、パラオ共和国については、来年それぞれ提携30周年、20周年を迎えることから、これまでの友好関係を生かすための取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上のように、提携先の国、自治体で取組は異なりますが、これまで培ってまいりました交流関係が一層深まりますよう、今後も引き続き取り組んでまいります。

県としましては、基礎自治体でございます市町に、姉妹友好都市提携も含め、国際交流や誘客にさらに力を入れていただきたいと考えております。伊勢志摩サミット開催を契機に、県内市町において国際交流の機運が高まること、国際交流を進めていく体制が整うこと、積極的な国際交流の活動が展開されることなどの動きが加速されることを期待しております。県としまして、市町の国際交流が活発になるよう、姉妹友好都市提携や国際交流に关しますノウハウの提供も含めて市町の活動を積極的にサポートしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます、長く話していただきまして。

知事に質問をしないつもりでおったんですけど、ちょっとだけ簡単なこと。今、姉妹友好都市提携された九つの市って、一度行かれたことがあるかないかだけちょっと聞かせてください。今、九つの市町が姉妹友好都市提携をしている地域のところに行ったことがあるかないかだけ、それだけで結構です。

○知事（鈴木英敬） 市町が姉妹友好都市提携となっているところに行ったことがあるかどうかという御質問につきましては、津市や熊野市が提携しているサンパウロ州、それぞれオザスコ市とバストス市自体には行ったことないですけど、サンパウロ州には行かせていただいたことがありますけれども、それ以外は、結んでいただいているところ自体に私が行ったということは、市町が姉妹友好都市提携しているところにはありません。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

ぜひ無錫市へ行っていただきたいと思います。松阪市、ちょっと今、無錫市とちょっとよくないんですわ。行くんですけど、何か知らんけど市長が行くと無視されていますもんで、大変私どもは行ったときに困っています。ぜひ、今度かわられると思いますので、どなたかに、またよくはなるのかなという思いはしていますが、ぜひ行っていただきたいと思います。

それと、私は、観光というのはやっぱり、誘客してもらうための、こちらは受ける側の環境整備、これが絶対必要だと思うんです。Wi-Fiを含めて、あとはもうおもてなしの皆さん、あと、交通の便を含めてそうなんですけど、そこら辺はぜひ一度、もう時間がありませんので、ちょっと意見として言わせていただきますが、ぜひそういう整備をしていただきたい。

それと同時に、市町だけだと、予算とかそんな関係でやっぱりできないんですよ。できれば、もうできればですけど、やっぱり県もそういうやっていると、一度見に行っていたくなり、そのときに一応、関係しているわ

けですから、誘客や、そんなのもしやすいただろうと思うんですよ。だから、そこら辺を含めて一度頑張っていたきたいという思いをしております。

ちょっと時間的に、君が代のほうが残っていますので、ちょっと後で、この辺でこの辺はさせていただきたいと思います。何とぞ県として、姉妹友好都市も含めて後押しをしていただきたい。

それと、もう一つだけ言っておきますと、民間の団体、これは、無錫市は桜祭りへ、名張市の方とか、結構見えています。私も向こうでよくお会いさせてもらいます。やっぱり民間交流をしていかないかんと思うんですよ。特に中国に至っては、国同士はもう難しいのでできるだけ民間同士でやっていかざるを得ないと。そういうときにどうしても、中国ですから政治が絡んできます、はっきり言って。私どもも観光で行こうと思って計画をさせてもらったんですけど、尖閣諸島の問題があって行けなくなった。そんなのを含めて問題はあるとは思いますが、先ほど言ったように一生懸命、桜を植えて一生懸命やっておられる民間の方もいますので、ぜひそういうのも含めて県の方に状況を知っていただいて、後押しをお願いしたい。できるだけ御協力をさせていただきたいということを要望して終わらせていただきたいと思いません。

続きまして、ちょっと予想より遅れています、県産牛の現状とこれからの展望についてとしています。ちょっとローカルな話になりますが、県産牛、すなわち松阪牛や伊賀牛でございます。これはローカルと申しましても、松阪肉、伊賀牛といったら、これはもう世界に冠たる、本当に世界中どこに通しても発信できているものだと思います。

しかし、松阪牛や伊賀牛については、これら、伝統的と言うべきか、その肥育について、将来の展望を含め厳しい現状であることは行政も把握していただいていると思います。これら肉牛をブランド化したのは肥育農家の皆さんであり、そして販売の業者、そして地域の関係の皆様が努力や思いやりでこのブランドをつくっていただいたと思っています。

しかし、先ほど述べましたように、これらの牛肉ブランドを守るための環

境がますます厳しくなっています。松阪牛については年間7000頭が出荷されています。これをちょっと見ていただくと、（パネルを示す）ちょっとこれに図面を描いてございますが、ちょっと見にくいので申しわけないんですけど、約7000頭なんです。これを計算したら、1日20頭ちょっとなんですよ。今、松阪牛と聞いたら、世界中に行くと1日二、三百頭の出荷がされておるみたいな話。だから、にせものがかかり回っているんだと思うんですけど、そこら辺を含めまして。

これらの価格を考えると、地域の私らは本当に松阪牛ってほとんど食べられません。食べたいと思うんですけど、年に1回か2回、ちょっと呼ばれて行くぐらいで、本当にそんな感じでございます。変な話じゃないので。葬儀やそんなのでございます。

また、伝統的に、特選松阪肉、これはちょっと難しいところがあるんですよ。特選松阪肉と松阪肉というのがちょっと表記上問題になるんですけど、これに至っては、この特選松阪肉を肥育している肥育農家というのは本当に少なくて、これもちょっと書いて、後であったかな、なかったな、済みません、ないですね、ちょっとあれですので、年々減少しています。その伝統的肥育方法が減少するということは、私は残念だと思っているんですけど、現実を見ると、これはもうやっていけないんだなというのが事実だと思います。

しかし、経営的な問題、そして後継者の問題、そして将来の展望が見えてこないだと思います。本当に20年、30年後には三重県産牛の生産ができるかどうか、心配をしております。何としても20年後の将来を考えていただきたいと声をいただいております。

行政として、これら松阪牛、伊賀牛についてどのように把握されているのか、市町だけではなく、子牛買い取りの助成、これは大手業者にはないということですが、そして、三重県松阪食肉公社、三重県四日市畜産公社についての運営方針やこれからの整備についてお聞きします。特に輸出については、HACCPの関係がございまして。問題が生じてきますので、もしHACCPの改善をしていただくと大体60億円から70億円生じると聞いております。こ

れらも含めて現状について、問題点、対応、対策、そして将来の展望についてどのように考えているかをお聞きします。できるだけ短くお願いしたいと思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 2点御質問をいただきましたので、まずは、松阪牛、伊賀牛等の肥育に関する確保対策、肥育用の子牛に対する確保についてでございます。

松阪牛、伊賀牛をはじめ県内でブランド牛を肥育する農家においては、肥育の子牛の約9割を県外から購入しているというような現状でございます。最近、全国的な繁殖雌牛の減少等に伴いまして肥育用子牛価格が高騰しており、経営を圧迫しているという状況でございます。

ブランド牛の生産振興を維持発展していくためには、特にこれからは、県内産のすぐれた肥育用子牛を肥育農家に安定的に供給していく体制を構築していくことが必要かと考えています。このため県では、本年5月に県内の繁殖農家や関係団体等の皆さんが中心となって発足いたしました三重県和牛繁殖協議会にオブザーバー参加し、優良な繁殖経営の事例や技術情報の提供などを行うとともに、国の助成事業を活用いたしまして繁殖雌牛の増加に向けて取り組んでいるところでございます。

また、受精卵の作成技術、移植技術の向上に取り組むとともに、和牛の受精卵を乳牛に移植する取組も促進し、肥育用子牛の生産拡大に努めているところでございます。

今後とも、関係団体、市町と一体となりまして、ブランド牛の生産振興に努めていきたいと考えております。

2点目の御質問でございます、三重県松阪食肉公社、三重県四日市畜産公社の運営状況、整備に関する考え方を答弁させていただきます。

松阪食肉公社については県南部の食肉の処理を担う松阪食肉流通センターの設置運営の主体として、また、四日市畜産公社は県北部の食肉処理を担い、食肉卸売市場を併設する四日市市食肉センターの運営主体として、それぞれ

県及び関係市町、J A、関係事業者の出資により設立された第三セクターの法人でございます。これらの食肉センターは、県内の畜産農家や食肉流通事業者の多くが家畜の出荷や食肉の仕入れに利用するなど、県畜産業の振興と食肉の安定供給にとって欠くことのできない基幹的な施設となっており、それぞれ安定的かつ計画的に稼働させていく役割が求められています。

このため、県では関係市町と連携しまして、これらの食肉センターの機能が適切に発揮されるよう、松阪食肉公社につきましては開設から特に38年を経過し、老朽化が進んでおります。こうしたことを踏まえ、同公社が実施いたします機械設備の維持修繕と計画的な更新に対する支援を図っておるところでございます。四日市畜産公社につきましては、施設設置者であります四日市市が実施する計画的な施設改修や食肉卸売市場への出荷促進事業に対する支援などに取り組んでおるところでございます。

また、松阪食肉公社では、県及び関係市町が参加いたします施設整備等検討委員会行政部会において、新たな施設整備について、将来の公社経営に及ぼす影響や、議員御指摘にありました牛肉輸出への対応を視野に置きながら検討を進めておるところでございます。

県といたしましては、今後とも両公社が適切に運営され、食肉センターの機能が安定的に発揮されますよう、関係市町と連携を図りながら必要な支援にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

これから本当に、質問もちょっと入るんですけど、三重県産の牛肉というか、三重牛と、あと、先ほど言った松阪牛、そして伊賀牛、このブランド化された牛、これを区別する、差別化というのか、この辺はどのように考えられます。これは多分、一緒にできないと思うんですよ。そこら辺はブランド化したものと、それで当然三重牛として、三重牛というのがあるのかわからないので、ちょっとこれ以外の肉になりますけど、その辺の考えはど

ういうふうに思われているんですか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） ブランド化ということで、三重県には三重ブランドという認定制度がございまして、今、松阪牛と伊賀牛については三重ブランドに認定させていただきました。これについては、生産者とその肉ということで合わせて消費者の皆さんにしっかり責任を持って提供できるような形で、そのブランドについては三重をしっかり引っ張っていただけるというような一つの広告塔としても活躍いただき、しっかりそれもまた売り込んでいこうと思います。

それで、三重県には三重和牛という形で、その他の和牛もあります。これもしっかり品質のいいものをつくっていただいておりますので、全体的に三重県といえばやっぱり牛肉がおいしいということでしっかり取り組んでいきますし、生産振興についてもそんな格好で取り組んでまいりたいと考えております。

〔18番 野口 正義員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

肉の方式、いろいろあると思います。先ほど言われた乳牛に子牛どうのこのと、これ、作良牛だと思んですけど、これを含めて、やっぱりこれから区別をすべきものは区別していただけてやっていただきたい。

それと、もう一つ、ちょっと時間がないんですけど、HACCPの問題って絶対問題が出てくると思うんですよ。これ、今はもう難しいと思います、今の頭数を見たら。だけど、20年後、30年後にこの関係って絶対出てくるんですよ。松阪牛、伊賀牛もできないです。飛騨とか宮崎とか、あっちもやっている、神戸もやっている。だけど松阪は出さない。基本的に松阪はもう松阪で食うんやという方針でやっている方が多いみたいなところもあるので問題があるけど、ちょっとだけ、もう時間は短くて結構です、HACCPの関係だけどういうふうに思っているかだけ。

○農林水産部長（吉仲繁樹） おっしゃいますように最近いろんな全国で新しく建てられるところでは全てHACCP対応になります。それは、輸出も視

野に入れた、各国へ輸出する、あるいは消費者のニーズの高まりということ
でやります。ただし、HACCP対応をしようと思つと、例えば豚と牛肉
は完全に分けるとか、議員御承知のとおり、あるいは、ステンレスじゃなくて
プラスチックにするとか、かなりいろんなところに気を使いますし、それ
なりに施設整備に対する投資もかさんできます。そういったことも視野に入れ
て、これから老朽化することに対する対応についてはそんなことも視野に
入れながら検討の一つには十分なってくるというように思っています。

〔18番 野口 正義員登壇〕

○18番（野口 正） 済みません。ぜひお願いしたいと思います。

私もいろいろ、本当に、60億円、70億円、HACCPの関連のあれをしよう
と思つたらかかるのはわかっていますので、ただ、将来のことを考えたとき
に、やっぱり今から知事をお願いしたい、本当に。20年、30年後の松阪牛、
伊賀牛を、それで、それをブランド化したものを守っていくためには絶対こ
れらの設備が必要やと思いますし、その方向をお願いしたいと思います。
これはちょっと要望として上げさせていただきます。よろしくお願い申し上げ
ます。

続きまして、君が代についてお聞きします。

私、かなり昔からやってきました。市町の教育委員会や県の教育委員会
でも同じであると思いますが、この件につきましては私、市議会議員の時代か
ら本当に不思議に思っていました。

入学式や卒業式では当然、国歌君が代が斉唱されます。教育長はこれらの
国歌君が代の斉唱について現場を見られたことがあるかどうかをまず聞きた
いと思います。

そして、私が議員になって20年間、入学式や卒業式に出席させていただ
いておりますが、校歌と国歌君が代との差が大きい。これは、歌詞の問題もあ
るかもわかりません。君が代というのはそんなわーっと大声を出すのではな
いというのも一部あるという話も、これは事実やと思いますので、そこも含
めてですが、本当に20年前なんて声さえも聞けませんでした、私が議員に

なったとき。まず歌わなかった。それが、国が、平成11年、1999年に国旗・国歌が制定をされてからもう即やったのは、テープを流されました、テープを。大きい、むちゃくちゃ大きかったです。歌っておる歌よりも大き過ぎて、私がおるからやったのかなと思うぐらいの言われました。

私、これをちょっと質問させてもらっておるんです、議会でしょっちゅう。すると、こういう答えが返ってくるんですわ。指導はしているんですと。しかし、子どもたちの思いがある、思いがあるんですと。だから、歌わない方も見えますという答えが返ってきました、初めのころはね。私、そのとき言ったんですよ。中学生だったら私、これはいろいろ反抗期もあるし、思いはあるんだと思うんですけど、小学生にそんな思いなんてあるわけないだろうがと。これは誰かが指導して歌わせていないんやという思いがありました。一度、行政、市教育委員会、いつも指導されている先生方については、これを質問すると、指導の先生方は、これは県の所轄やと言うんです。人事、予算等、そういう問題については県だと言われました。

私は、県の教育委員長もいるし、教育長に一度、国歌君が代についてどのように考え、先生に指導をされておるかというのを聞きたいと思ひまして、本当に13キロ痩せて選挙に出てここに来ました。そのために13キロ痩せた。ちょっと太りましたが、また。戻りつつありますけど。

誤解のないように申し上げますが、決して先生方がどうのこうのということは、これはございません。多くの先生方というのは一生懸命やっておられます。本当に一生懸命やっておられる。その責務を全うされています。これは驚くほど一生懸命やっただけでいる。これは事実です。しかし、一部の方かどうかはわかりませんが、この件に関しまして一度、教育長と私はこれからゆっくり、今日はもう時間がないので、最後までまだある、ゆっくり話をしたいと思いますが、よろしく願いして、どういように思われているのか、まずさっきのことをちょっとお聞きしたいと思ひます。よろしく願いします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 国歌君が代の斉唱について、現場に行かれたことがあるかということ、それから、校歌との比較はどうかということにまずお答え申し上げたいと思います。

私自身の経験といたしましては、教育長就任後は小・中学校での国歌斉唱に立ち会ったことはございませんが、6年前の中学校卒業式、3年前の高校卒業式では、厳粛な中で国歌斉唱が大きな声でなされていたことに感動いたしました。

県教育委員会では、入学式や卒業式における国歌斉唱の実施状況を調査し、各市町教育委員会から全ての小・中学校で国歌斉唱が実施されているとの報告を受けています。しかしながら、式に出席された方からは、国歌が大きな声で歌えていて素晴らしい式であったという御意見がある一方で、学校によっては御指摘のように声が小さい、あるいは、校歌と比べると十分でないという御意見もあるなど、ギャップを感じています。

このようなギャップを埋めるためには、入学式や卒業式における国歌斉唱の実施状況をはじめとして、日ごろから学校経営について幅広く保護者や地域住民の意見を真摯に受けとめ改善を図っていくことが、地域とともにある学校としては重要であると考えております。

また、国歌君が代の斉唱についてどう考え、教育現場でどのように指導しているかについてもあわせて御答弁申し上げます。

未来を担う子どもたちは、生きる力を身につけ、豊かな心を持ち、国際社会における日本人としての誇りと自覚を養い、成長していくことが必要です。そのためにも、子どもたちに自国の国歌についての正しい認識と尊重する態度を育成することが、諸外国の国歌に敬意を払い、国際理解にも通じるものと考えています。

国歌に関する指導は、学習指導要領の中で、小・中学校、高等学校ともに、入学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すると定められています。また、各教科などでは、小・中学校の社会科において、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これ

を尊重する態度を育てること、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てることが示されており、さらに、小学校の音楽科では国歌君が代をいずれの学年においても歌えるように指導することと定められております。例えばある学校では、オリンピック、あるいはワールドカップ、世界陸上などで、選手の国の国旗が掲げられ、国歌が歌われている場面などを導入し、国旗、国歌の意義などについて指導をしている事例などがあります。

国歌に関する指導は、法的根拠を持つ学習指導要領の中で定められていますが、県民などから様々な御意見をいただいています。そんな中、これまで県教育委員会では、市町教育委員会からの国旗、国歌の実施状況の報告、二つ目は、毎年4月に開催する全市町の指導主事などが参加する会議で国旗、国歌の取り扱いに関する資料配付、三つ目には、県主催の小・中学校長会議での趣旨説明などに加えまして、平成25年度からは県教育委員会の指導主事などが市町教育委員会や学校訪問をする機会などを通じ、小・中学校の国歌斉唱の実施状況について聞き取りの確認を行ってきています。その際には、テープを流しているだけではないかということについても確認をしております。

今後は、各学校が地域関係者や地域住民などの参画を得て運営されるコミュニティ・スクール、学校支援地域本部や保護者の声を聞くなどして、国歌斉唱を適切に実施し、より一層信頼される学校づくりを進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

〔18番 野口 正義員登壇〕

○18番（野口 正） 教育長、ちょっと勘違いされているところがあるんじゃないかなと思います。これは法律で決まっておるんですわ。先生や、ほか、保護者の皆さんの御意見を聞く、これは必要ですよ。だけど、法律で歌いましょうと言っているのに、じゃ、学校がみんな歌わんでええということであれば歌わなくてもいいんですかという話になりますやんか。これは学校の立場もありますし、いろんな問題もあると思う。私はそれはそれとして大事な

ことだと思っていますけど、それはちょっと違うんじゃないかなと思っています。これは国の法律なので。

私、一番心配しているのは、子どもたちが歌う権利、権利を守られているのかどうかを心配しておるんです。これは人権問題なんです。本来、子どもたちにちゃんと教えて理解をしていただければ、本来国のあれですから、歌うのは当たり前なんです。それをどうもまだわかっていただけていないところがある。

教育長が行かれるところ、本当に職員、苦勞されているなと思いました。よっぽど選んでみえるんやと思います。よっぽど選んでみえるんやと、苦勞されているんやなとつくづく思います。私も一回、いろんなところに行かせていただきました。私もPTAの会長もさせていただきました。全然歌っていない。挨拶をしましたんやで。もっと歌ってほしい。残っていますよ、それほど、教育委員会に来るのは100%歌っておると来ておるんですよ、みんな。みんなそうなんです。テープを流して歌えば歌っていますに100%。いつも言うんです、現場の人に。これは歌っておるのかいと。歌っていませんなど。けど、報告すると、歌っています。

一度、全体を調べていただきたい。保護者に言っているんだったら、保護者、絶対出しておるはずですよ、歌っていないなんて。うちら、しょっちゅう問題になっていますもん。来ておるやつが歌っていない、おまえ、何で歌わんって、帰れって言われておる人、おるんですよ。そんな話も出てきます。

もうあんまり時間、ちょっとあれですけど、私はやっぱりそこら辺はちょっと認識が悪いわと。

それと、子どもたちの知る権利、歌う権利、歌を歌わせていただく人権をぜひ守っていただきたい。私はそう思っています。教えていただけていないんですよ。だから歌わないんじゃないかという心配をしています。これは人権問題ですよ。教育委員会ってすごい人権のことを言うとすぐやってくれるんです。私はこれは人権問題だと思うんですよ。本来歌って歌うべきものやし、歌わないかんものであるのに、何で歌わないんだ。斉唱しないんだ。教

えていないから。教えていないということは人権問題ですよ。教育として問題があるんじゃないかという思いをしています。もうこれ以上言うのであればすし、今度はゆっくり時間をかけてさせていただくつもりです。もう時間の問題もあります。

それと、先ほど言いました。改善を図ると言われました。どういう改善を図っておられるんですか。さっき言いましたよね、いろいろな先生方や保護者とかと話をして改善を図ると。しかし、国の法律でちゃんと決まってもだめになっているというのを何か問題があるから改善、ちょっとそこら辺の意味がわからなかったのでもっとだけ教えてください。

○教育長（山口千代己） 学校内だけの議論でなく、保護者とか地域住民の声を生かした卒業式を、あるいは入学式をやるべきであろうということでございます。

以上です。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） それじゃ、誰かが言って君が代はもう歌わんと言うたら歌わなくてもいいということで解釈していいんですか。

○教育長（山口千代己） そんなことは申しておりませんので、それは、地域、あるいは保護者も含めて、あるいはこういう法律であるということをはっきり議論いただいて、先ほど議員が言われておりますように学校の教科の中でしっかりと教えるということが義務づけられておりますので、そこは外せないと思っております。ただ、式の運営についてはいろいろあろうかと思えます。

以上です。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） 私は、地域の皆さん、一生懸命やっている、実行委員かどうか、これにとやかく言っておるわけじゃ決してないので、それは皆さんに一生懸命やってもらっておるということで、だけど、法律だと。じゃ、もう、皆さん、話し合ったし、卒業式をやめようと私は聞こえたもので、

ちょっと心配やったからそういうふうに言ったんです。これはもう、そんなことをしたら法律問題になるし、処分の問題になるし、わかっておった上で言うんですけど、ただ、そういうふうな感じで、大事なことは大事ですけど、守るべきものはやっぱり守っていただかないとだめでないかという思いをして、ちょっと時間がございません、次に行かせていただきます。

続きまして、水産業者の生活状況についてでございます。もう、ちょっと時間的にあんまりないので、申しわけありません、私ども漁師の人間でありながら、肝心なことを言わないと後で皆さんから怒られますので。

ちょっと図面を見ていただくと、申しわけないです、画像を出してください、（パネルを示す）これはアサリの現状です。毎年下がっております。ずっと見てもらうと、昭和45年から平成26年まで、三重県と全国、これだけの差がございます。ちょうど平成22年、大震災の後ですけど、三重県、上がりました、何か知らないけど、2年ぐらい物すごい豊漁でした。よくとれたんです。ところが、以後は全然だめです。これを見ていただいたとおりです。全国的にだんだん下がっています。

これはもう先ほど言ったようにいろんな問題があると思います。ちょっと直接、もう時間がないのであれで申しわけないんですけど、例えば、特にアサリに絞ります。アサリについては稚貝のときに大雨によって死んでしまうとか、要するにとり過ぎじゃないとか、また、ヘドロによって海底がコンクリートようになってしまうと、砂地が減少しているんだと言われていきます。これは、各市町で一生懸命、対策を練られています、予算は少ないんですけど。しかし、これはもう、はっきり言って県として何としてもやっていたかかないとできないかなという思いをしております。

何とぞこの件に関して、県としてどのような対策を考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村進一） 答弁は簡潔に願います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） お答えします。

アサリについては松阪が一大産地ということで、しかも、今の現状については私どもも把握しております。

そういう中で、平成24年度から四日市沖において、母貝の生育に適した干潟造成、あるいは、松阪沖ではアサリの生育環境の改善に努めるための海底に流れをつくるというようなことを進めております。また、漁師自らが、河口付近にすみついたアサリ稚貝を移植放流するというようなことをやっております。

今後、引き続き、これらの取組に加え、大量の稚貝の移植放流とか、あるいは、河川、港湾の堆積土砂を活用した干潟造成等に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔18番 野口 正義員登壇〕

○18番（野口 正） ぜひお願いしたいと思います。

もう本当に生活できない。本当に生活できないというのが現状でございます。何としても漁民の皆さんの生活を守っていく、生きていくこと、生きるための、何としても漁場をつくっていただくようお願い申し上げて、私のほうからの質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 2番 中瀬古初美議員。

〔2番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

○2番（中瀬古初美） 皆様、改めましておはようございます。松阪市選出、新政みえの中瀬古初美でございます。今日は私、新人議員、初めての一般質問でございます。松阪を代表するものの一つ、松阪木綿で参りました。そして、傍聴席からも、そして、また、新政みえの会派先輩議員も松阪木綿を身につけて応援をしてくださっております。ありがたいです。そして、また、今日、職員さんに福山瞳議員以来ですねとって声もかけていただきました。しっかり頑張っております。どうかよろしく願います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、大きく3点について質問

をさせていただきます。

まず、1点目、外国人観光客の受け入れについてでございます。

2014年の日本を訪れる外国人観光客は1300万人を突破いたしました。過去最高を記録しました。また、2015年1月から現在においても、前年に比べまして増加もしております。

国では観光立国を目指していると言われていた中、観光立県を考えたとき、三重県では、伊勢神宮の式年遷宮、伊勢志摩サミット、全国菓子大博覧会、インターハイ、三重とこわか国体など、観光を盛り上げるゴールデンウィークならぬゴールデンイヤーとも言えます。三重県はまだまだ集客の流れが続きます。そんな中、知事は過日、アメリカ・ニューヨークでの関係機関との意見交換、サミット担当者と面談をされ、三重県のPRを行うとともに、伊勢志摩サミットに係る意見交換をされました。実は、私の地元、松阪からも、松阪木綿で地域おこしをしている有志が、今年10月18日にはニューヨークで三重県人会の皆さんにも応援をいただきまして、ジャパン・ブロック・フェアに出展をします。三重県と松阪木綿のPRをしてきます。

まず、この表をごらんください。（パネルを示す）こちらは、三重県を訪れる日本人観光客の宿泊者数と、それから、外国人が訪れる宿泊者数が載っております。こちらでは、三重県は全国でもどちらかというと半分以上なんです。赤い枠で囲ってあるところが三重県です。日本人観光客の方の宿泊は多い。そして、その隣の表になりますが、三重県のほう、これは外国人の延べ宿泊者数なんです、これを見ると、青い線は近隣の県になっております。岐阜県や奈良県など近隣の県です。日本人観光客の宿泊者数から見ると、外国人の宿泊者数というのは上を向いて伸びているんですね。それに対して三重県は、まだまだ、これ、外国人の宿泊者の方がもっともつとこれから来られるのではないかなというようなことがここから見とれます。

先ほどの表でもありましたように、三重県はまだまだ集客できる、この流れを切れ目なくつないでいって、効果的な情報発信と魅力のあるおもてなし、それにより、三重県をぜひ訪れたいと思わせるような取組がこれからもまだ

まだ必要と考えます。

そのようなことから、まず知事に、インバウンドに対する現状の取組、知事の多大なる思いをまず聞かせてください。お願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） インバウンド、外国人観光客の受け入れに関する現状の取組と私の思いということで答弁させていただきます。

国内の状況につきましては先ほど中瀬古議員からおっしゃっていただきましたので、本県の外国人延べ宿泊者数などから述べたいと思いますが、去年は17万8520人と、前年比36.4%増で全国伸び率を上回り、本年に入っても、速報値ではありますが、1月から7月の累計で18万5880人、対前年比102.7%増と、全国は51.4%増ですから全国の倍ぐらいの伸び率ですけれども、既に昨年実績を超え、また、7月単月で見ますと前年比285.8%増と、実は全国で一番の増加率を示すなど、極めて好調に推移をしています。

そもそもインバウンドに取り組む理由の一つは、国内人口減少も含めて国内旅行需要の低迷が見込まれる中、観光にかかわる事業者の多くが小規模事業者の皆様であり、その皆様を含めた地域に資金循環をさせ、地域における働く場をつくり、地域活性化を図ることがあります。ちなみに観光庁のデータによると、訪日外国人旅行者の1人当たり観光消費額は、宿泊で日本人の3倍、日帰りで10倍と、大変高く経済効果が認められます。

そのような中、本県のインバウンドは先ほど申し上げたとおりですが、先ほど中瀬古議員からもあったように、全宿泊者数に占める外国人旅行者の割合はまだまだ2%ということで低く、これからも大いに受け入れる余地があるというふうに私も考えております。

本県のインバウンドの取組につきましては、これまでも台湾、タイ、マレーシア及び香港などを重点国・地域と定め、本物の魅力を持った本県のコンテンツである忍者と海女を全面に押し出して、重点的なプロモーションを実施してきました。

特に台湾につきましては、平成23年に私が三重県知事として初めて訪問す

るなど、最重点地域として早くから重点的に取り組んでおります。また、三重県議会におきましても活発な議員連盟活動をしていただき、長く交流を含め大いにサポートをしていただいております。平成25年5月には本県志摩市において2013日台観光サミット in 三重を開催し、平成28年までに相互交流人口400万人の実現を目指す宣言に合意をし、今後の一層の関係強化を確認しました。また、昨年は、台湾から台湾観光に貢献したとして表彰を受けたり、あるいは、台湾で一番の祭りでありますランタンフェスティバルでも破格の厚遇を受けるなどをしております。その後も新北市との観光協定など様々な取組を行い、昨年11月も私が台北国際旅行博覧会のオープニングセレモニーに日本を代表して出席し、海女をテーマに本県の魅力をアピールしました。

また、マレーシア、タイ、香港の本県への送客に積極的な有力旅行会社に対して三重県海外観光特使を委嘱するなど、トップセールスを積極的に展開しました。

これらの取組の結果、本県の外国人延べ宿泊者数について、私が知事になったのは平成23年ですけれども、平成23年と平成26年を比べますと、台湾では1万3000人から3万6000人と2.8倍になっているほか、タイでは2700人から5400人、マレーシアでは240人から3500人と大きく増加し、確実な効果を上げております。したがって、インバウンドはしっかりターゲットを決めて取り組めば成果が出るというふうに感じております。

他方、こうしたプロモーションを中心とした取組も引き続き展開していきませんが、県内各地で外国人旅行者のための受け入れ環境の充実も極めて重要です。このため、県としては国の交付金も活用し、1億円を超える海外誘客推進プロジェクト事業費を予算化し、無料公衆無線LAN、Free Wi-Fi-MIEの整備、消費税免税店の開設、施設内外国語表記について助成制度を実施し、受け入れ環境整備を進めています。ちなみに、消費税免税店の登録率、店舗に対する免税店の登録率は、試算によりますと全国10位で、これは、三重県より人口の少ないのは沖縄県だけで、あとは都市部の都

道府県になっていますが、順調に伸ばしているところであります。

また、世界最大の旅行口コミサイトであるトリップアドバイザーと、都道府県では初めて連携し、外国人おもてなしプロジェクトを実施し、本県の認知度を高めたいと考えており、これらの取組により外国人旅行者の倍増を目指していきたいと考えております。

来年5月の伊勢志摩サミットの開催は千載一遇のチャンスです。この好機を生かし、インバウンドの取組においては、例えばゴルフツーリズムの推進などにより、これまでのアジア中心の誘客に加え、欧米や富裕層をターゲットとした取組を展開するとともに、経済波及効果も大きく地域の競争力強化にも資する国際会議等、MICEの誘致に取り組むなど、新たな分野に挑戦したいと考えております。

加えて、先日、東議員にも答弁しましたが、国際観光競争力において日本は世界14位ですが、事業者のホスピタリティーは高いけれども市民のアティテュードは低い、あるいは、ビジネスで来た人が延長して観光したいと思う部分が低いなどがありますので、こういう部分についても力を入れて全体の底上げを図りたいと思います。

これらの取組などにより本県のすばらしさを絶え間なく発信し、世界中から選ばれる地域を目指していきたいと考えています。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 知事の思いと、そして今の現状などを聞かせていただきました。ターゲットを決めてしっかり取り組む、そして、また、受け入れ環境整備も整えるということで、私も今回、受け入れの環境整備のことについて、その中でお伺いをしていきたいと思います。

まず、外国人の観光客の方を受け入れる側のおもてなしの心であったり、それから、やっぱり環境整備、先ほどおっしゃいましたが、そのような環境整備の中の一環として、インターネットに無料で接続のできるフリーWi-Fi、先ほど知事もおっしゃいました。その環境は進められておりますが、まだまだ都市部以外での整備状況というのが遅れているものもまた現

状でもあります。

まず、三重県でのフリーWi-Fiの整備状況について、そして、こちらを見ていただきまして、（パネルを示す）全国的にも、SIMカードといたしますが、プリペイドSIM、海外のスマートフォンが国内でも利用可能になるSIMカードと言われるこれが大きな力を発揮しております。観光地の中にはプリペイドSIMカードの活用も考えていくべきというふうに思っております。これは、県内で伊勢市の観光協会では、8月から全国で初めて対面販売を行って見えます。

このSIMカードに対する県の認識について、この2点についてお伺いさせていただきます。

○雇用経済部観光局長（田中 功） それでは、三重県におきますWi-Fiの整備状況、それから、SIMカードの活用についてお答え申し上げます。

三重県では、無料Wi-Fi整備につきましてはこれまで、平成24年度から3カ年でございますが、観光案内所等におきましてFreeWi-Fi-MIEの導入の促進を図るために、県内78カ所において整備支援を行ってきたところでございます。

また、今年度につきましては、国の交付金を活用しました海外誘客推進プロジェクト事業におきまして無料Wi-Fi整備に対する助成制度を実施しておりまして、三重県観光キャンペーンのみえ旅案内所であるとかみえ旅おもてなし施設を対象に、これまで20カ所の整備を行ってきたところでございます。

さらに、県からの直接支援のほかにも、民設民営方式でFreeWi-Fi-MIEのアクセスポイントを設置運営いただくプロジェクトを進めておりまして、3月の事業開始以降でございますが、約1100カ所の申し込みがございました。現在、そのうち775カ所の整備が完了しているところでございます。

一方、SIMカードについてでございますけれども、外国旅行者が訪日時に日本の通信事業者と接続することのできるSIMカードについてござい

ますが、最近、低価格化が進んできております。SIMカードを利用するとWi-Fi設置箇所を探す必要もなく、大変利便性の高いものでございます。ただ、SIMカードには利用できるデータ量の制限がございます。そのような課題もございまして、観光庁によります訪日外国人を対象としました調査でも、滞在中にあると便利な情報は何かという尋ねに対しまして、依然としまして無料Wi-Fiがトップであるような状況でございます。

県としましては、無料Wi-Fiを整備することというのは引き続き、SIMカードもでございますけれども、大切なものであると考えております。

無料Wi-FiとSIMカードにはそれぞれ特性がございまして、相互に補完することで外国人旅行者の快適な旅行に資すると考えられるため、今後、県としましては、SIMカードの普及状況等もよく見きわめながら、外国人旅行者にとって利便性の高い受け入れ環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 今、答弁にありました。確かにデータ量の制限はございます。ただ、SIMカード、そしてフリーWi-Fiですが、これは選択するという選択肢が広がるということには変わりございません。そして、また、外国人の方でもお金をわざわざ払ってそのSIMカードを手に入れるということですから、そういう選択肢が広がるということの利点があるというふうに思います。

そして、また、フリーWi-Fiのことをおっしゃいましたけれども、私、伊勢のほうを一度伺ってきました。そうしましたら、実際、フリーWi-Fiの機械が老朽化をされていて使えないんですよ。つながらないんです。こちらのほうが出しているんで、連絡はこちらに来るんです。でも、どうすることもできない。そんなふうな話もあるのが現状なんです。ですので、やはり環境を整えているだけではなくて、やはりそれが、きちんと本当にそれが現在環境が整えられているのかどうかということの確認なども必要だと思います。

そういうところから選択をするものが広がる、そういうところをしっかりと考えていただきたいということを申し上げたいと思います。

先ほど、知事が消費税免税店のことについても触れていただきました。地域経済活性化のための一つとして、私、和歌山県にも行ってまいりましたが、和歌山県のように地場産品や地域の特産品を扱うお店に免税店を働きかける取組というのも必要だと思います。

例えば、三重県内で、四日市の萬古焼、それから鈴鹿墨、伊賀の組みひも、伊賀焼、そして、また、伊勢型紙とか松阪木綿、猿はじき、熊野火花とか擬革紙、たくさんそのような伝統工芸品がございますが、それらは消費税免税店の制度の活用が有効だというふうに考えています。それが、いわゆる伝統産業、地場産業の振興のために国内だけではなかなか消費ができないというふうに思うんです。それを外国人の視点で外国人の方がそれを見られたときにどのように考えられるか。こういうものも日本のすばらしいものだと手にとっていただけるような、そんなふうな取組ということも海外への展開というのが必要じゃないかと思っております。

そのことについて有効と考えますが、県としてどのようなサポートができるのかということをお聞かせください。

○雇用経済部観光局長（田中 功） まず、消費税免税店のことについてお答え申し上げます。

外国人向けの消費税免税制度につきましては、平成26年10月1日から免税対象品目が大幅に拡大されました。これまで対象外でありました消耗品とか各地の特産品など、全ての品目が免税対象となりました。そのことから、訪日外国人が消費税免税店などで大量に購入する、いわゆる爆買いと言われる消費行動も目立ってきているところでございます。

県としましては、制度改正前の昨年6月、そして9月に県内4カ所で消費税免税制度の説明会を開催してきました。この説明会では、制度概要などを、国関係職員等から県内関係事業者の方々140名ほど集まっていたいただいわけでございますけれども、その方々に説明し、制度についての理解を深め

ていただいたところでございます。

県内の消費税免税店舗は、平成26年4月1日に48店舗、半年後の10月1日には81店舗、そして、今年4月には206店舗と拡大しております。ただ、全国では全部で1万8800店の消費税免税店がございまして、まだまだ三大都市圏以外にはそれほど波及していない状況でございます。ただ、三重県につきましては、先ほどもありましたように登録率が全国10位ということで、全国の中ではかなり進んでおるほうではございます。

国のほうとしましても、三大都市圏を除いた地方で消費税免税店を倍増していこうというアクションプランもございまして、県としましても一層の消費税免税店の拡大を図っていきたくと考えております。

このため、今年6月から、消費税免税店となる事業者を対象にしまして、消費税免税店の開設に係る備品であるとかクレジットカードの端末機の整備に要します経費の2分の1を支援する助成制度を開始したほか、関心があります県内事業者からのお問い合わせに対しましては直接職員が出向いて詳しく説明するなど対応しているところでございます。

今後、これらの取組によりまして、県内の消費税免税店の一層の拡大を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 先ほどもう1点質問をさせていただいたんですが、伝統工芸品、いわゆるそのサポートですが、県としてどのような活用が有効と考えられますが、そのためには、消費税免税店制度の活用、この有効ということで、どのように県がサポートができるのか、その点についてお聞かせください。

○雇用経済部長（廣田恵子） 外国人向けの消費税免税店制度の活用についてでございます。

増加する外国人観光客の消費を伝統工芸品等に向けていくことは大切なことであると考えております。三重の伝統工芸品の魅力を伝える好機が今到来

していると考えておりました、消費税免税制度の活用は有効な取組の一つと考えております。

今後は、外国人旅行者の買い物の利便性向上と消費拡大につなげるため、伝統工芸品等の販売店舗に対しては消費税免税店になっていただくようお願いするとともに、既存の県内の消費税免税店に対しましては、新たに伝統工芸品等を取り扱っていただくよう商談機会を提供するなど、きめ細やかな支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。非常に力強い、前向きな御答弁をいただきました。

本当にこの4月から、免税手続を一元化する一括カウンターの設置、これも可能となりました。こういう制度で、これまでの商店街や、それから物産センターなどが該当もしてきますし、店舗ごとの対応の負担が軽くなるということから、これからは、地方の商店街など、消費税免税店のハードルが下がってきて、面としての展開を後押しする制度となっておりますし、また、今後は、F I Tと言われる、いわゆる個人旅行者、こういう観光客に地方へ入っていただいて、しっかりとしたその中での環境整備を整えていただきたいと思います。

では、次に参ります。

私の地元であります松阪地域に建設予定の特別支援学校の整備について伺いをさせていただきます。

これまでですが、松阪市久保町の大学跡地に建設をされる県立特別支援学校の整備が進められてきました。三重県はこれまでの経緯の中で、平成22年11月、松阪地域に特別支援学校の整備を発表され、平成24年5月には、今申しました松阪市久保町の大学跡地に正式に決定をしまして、そして、平成25年3月の三重県議会で平成29年4月の開校を示されております。同じ年12月に基本設計に着手をしてみえますが、今年5月に教育長のほうから松阪市を

訪れ、平成30年以降の開校を伝えてみえます。当初の予定が遅れるということがここではっきりしてまいりました。

松阪地域特別支援学校、仮称でございますが、現在の状況についてお問い合わせをしたいと思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 松阪地域特別支援学校（仮称）についての現在の状況について御答弁申し上げます。

松阪市、多気町、明和町及び大台町を通学区域とし、知的障がいのある児童・生徒を対象とした松阪地域特別支援学校（仮称）については、平成29年4月開校を目指し、平成26年度に用地取得及び実施設計を進めてまいりました。平成27年3月に完了いたしました実施設計の結果、建築資材や労務単価の高騰もあり、建築費が当初の予想より高騰いたしました。約30億円ということで、想定より大規模な建築工事となりました。県内でも大規模建築工事の不調、不落が報じられており、本建築工事が不調、不落となった場合、原因分析、再設計などに少なくとも12カ月を要し、開校のめどが立たなくなるおそれが生じました。

そこで、開校を待ち望んでいる子どもたちや保護者には大変申しわけなく、御迷惑もおかけしますが、不調、不落を防ぐため、当初計画延べ床面積約6000平米の規模や必要な機能は維持しながら、工事の工法や工程など設計内容の再検討を、平成27年7月から平成28年1月まで行うことといたしました。設計内容の再検討に当たりましては、不足している型枠工などの技能工が少なくて済むような工法に見直します。

新設校の建設に当たりましては、平成25年に組織されました玉城わかば学園の保護者代表、教職員代表及び地域の小・中学校代表等から成る松阪地域特別支援学校（仮称）整備推進委員会では、玉城わかば学園小学部と中学部及び松阪地域の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者を対象といたしまして、平成26年12月から平成27年1月にかけて、新設校に何を期待しているかについてアンケート調査を行いました。その結果、生活する上で必要な

力をつける学習や、社会に出たときに必要な力をつける学習などに期待していることがわかり、その後の整備推進委員会での協議課題としております。なお、この結果につきましては、玉城わかば学園ホームページ内の整備推進委員会コーナーで公開しているほか、学校通信わかばだよりに掲載し、保護者等にも配付しているところでございます。

また、開校の延期につきましては、平成27年5月21日に特別支援教育課長及び特別支援学校整備推進監が整備推進委員会で、また、6月18日には玉城わかば学園管理職が保護者を対象とした地区別懇談会で、さらには、6月29日には特別支援学校整備推進監が玉城わかば学園PTA役員会で説明を行ってまいりました。その席上、PTA役員からは、平成29年度の開校でなくてもよいが、いつから通えるかは早く知りたい、新校舎見学など、新しい学校になれるための期間を設けてほしい、新設校がスタートすると、子どもの友人関係も変わり、不安になると思う、先生方にしっかりと見守ってほしいなどの意見をいただきました。

そこで、よりきめ細かく御理解をいただくため、7月13日から16日の個別の保護者懇談会では、新設校に通学を予定している松阪地域の保護者に対し、担任を通じて説明をさせていただきました。ここでも、時間がかかってよいからいい学校をつくってほしい、環境の変化に子どもが対応できるか不安である、十分な準備をして開校を迎えてほしいといった声をいただいております。

このように、保護者や関係者に対しては随時丁寧に説明を行い、基本的には開校の延期について御理解をいただいているものと考えておりますが、今後もしっかりと対応をしてまいります。また、子どもたちが新しい学校になれるための期間を十分確保してほしいということにつきましても、不安を軽減する対応が必要であると認識しているところでございます。

なお、松阪市議会から7月10日付で意見書が提出されたことも踏まえ、7月30日に松阪市長が早期開校の要望に訪れた際には、建築規模は維持しつつ、平成30年4月の開校を目指す旨、回答をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 今、教育長から、保護者の方、関係者の方にお断りの言葉もありました。私も後ろ向きな議論をするつもりはございません。今回、建設見積もり30億円という数字が出てまいりましたが、これは当初は15億円というふうに言われておりました。常任委員会のほうでも同会派稲垣議員にも聞いていただきましたが、15億円の当初の見積もり、それは10年以上前の同じような規模のものを参考にしたというようなことの御答弁がありました。そのことに関しましては非常に見積もりが甘かったのではないのかという指摘をせざるを得ません。そのことについてお伺いさせてください。

○教育長（山口千代己） 議員から言われましたとおり、結果として実勢価格と乖離している建築計画になってしまったのではないかと本当に反省をするところでございます。そもそも、今回、平成25年度の当初予算編成時に県教育委員会が参考として積算したものでございますけれども、東日本大震災以降、県内及び近隣府県に新築した特別支援学校がなかったという、これは言いわけになりますけれども、そういうような状況があったということで、非常に申しわけなく思っております。

以上です。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 今、そのように教育長のほうからはっきりとおっしゃっていただきましたので、非常にこれから前向きな御答弁もまたいただいてもおります。しっかりと前向きにしていただきたいと思いますというふうにも思いますし、そして、こちらを見てください。

この写真ですが、（パネルを示す）これは先ほど教育長からもお話がございました。今、玉城町に玉城わかば学園がございまして、今から21年前の平成6年に約80人の児童・生徒で開校いたしましたして、その後20年たつんですが、約3倍の現在238人に増えております。そういうところから、このプレハブの校舎で子どもたちがここで学んでいるんですね。

これは、夏は私も行ってまいりました。夏は暑く冬は寒い。もちろんエアコンはきくんですが、やはりプレハブには変わりございません。そして、2階なんですけれども、背の足りる部分とかそのようなところでは窓をあけることができないんです。なぜかという転落等の心配もありますので、窓をあけて気持ちいい風を感じることも難しくなっている。そういう現状で、一刻も早く、本来でしたら平成29年4月に建てて開校をしていただきたかった、その思いはございます。

先ほど教育長が、保護者の方やPTAの方からも、アンケート調査であったりとか、それから対面でそれぞれの方々から実際にお話を聞いてもいただいております。私も聞いてきました。（パネルを示す）そんな中で、確かに非常に期待しているんだ、楽しみに待っているというようなお声があります。そして、また、新たな学校にすぐ子どもたちがなれるかどうかが不安、授業の開始前にやはりなれるための期間を設けてほしい、それがどうなんだろうというような声がございました。

先ほど教育長も言われましたが、そのあたりのところ、しっかりと、今後のスケジュール等も含めですけれども、開校の時期、そして、なれる期間をしっかりとっていただけるのかどうかをお答えください。

○教育長（山口千代己） 今後のスケジュールにつきましては、平成28年度当初予算で事業費予算を要求し、建築工事に着手し、平成29年12月までには建物の引き渡しを受けたいと考えています。その後、附帯工事などを行った上で、二、三カ月間の期間を持ち、子どもたちの不安を軽減するため、新校舎や通学経路に適応する機会を設けるなどの開校準備を行います。具体的には、スクールバスを利用して新しい学校へ出かけ、校舎内を見学したり、児童・生徒が利用する教室で過ごしたりするなどを考えています。あわせて、保護者を対象とした校舎見学会の開催など、児童・生徒と保護者がともに安心して新学期を迎えられるよう対応し、平成30年4月の開校を目指したいと思っております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） しっかりと、新校舎のほうの中の見学であったり、それからまた、そこへなれる通学をまたしてもらえるような、保護者の方からも聞かせていただきましたけれども、例えば校外学習のような、社会見学のような、そうやってして、バスで行って新しい校舎になれるという期間が欲しいんだというようなお声がありました。はっきりと今、教育長が平成30年4月開校を目指すと言われました。しっかりそのことを聞かせていただいた中で、その期間は二、三カ月と言われましたが、校舎の引き渡しにつきましては、正確なスケジュールというのはございますか。

○教育長（山口千代己） 建物本体の引き渡しにつきましては、平成29年12月までということで想定しております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。しっかりと聞かせていただきました。

改めて確認というわけではございませんが、平成29年12月までに引き渡しをされて、そして児童・生徒の皆さんがしっかりと新しい環境になれる期間をつくっていただけると。そして、平成30年4月には開校されると。そのような認識でよろしかったですか。もう一度、くどいようですが確認させてください。

○教育長（山口千代己） そのように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。これでしっかりと、これまでの、そして、大事なことは、やはり機能を維持していただくということです。機能を維持していただいて、工法の変更等あるけれども、その機能というのは規模の縮小もなく、そして機能の維持をしていただく、そして、正確な平成30年4月にはきちんとした開校を求めるということで、そのような計画とい

うことでよろしかったでしょうか。済みません、お願いします。

○教育長（山口千代己） そのように進めてまいりたいと思います。

以上です。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 済みません。何度も申しわけありません。やっぱり思いがありますので、どうしてもそのように言わせていただきました。ありがとうございます。

実際、本当に遠方からは、飯南、そしてまた嬉野から1時間30分バスに乗っているんです。そういうふうにして通っている児童・生徒の皆さんが、松阪地域にできることでバスへの乗車時間が非常に短縮をされます。そういうようなところから、今、本当に前向きに御答弁をいただきましたので、皆さんは1年は延びたけれど、それでも平成29年度中にはきっちりと完成をして引き渡しをしていただける、そして、また、平成30年4月には皆さんの笑顔が見える日を私も楽しみにしております。それは教育長も、本当にこれまでのこともございますので同じだと思いますし、また、市議会のほうからの意見書につきましてのことも聞かせてもいただきました。私も今後の開校までに向けてのところもしっかり注視をしていきたいと思っておりますので、改めてよろしく願いいたします。

では、3点目について質問させてください。

林業の活性化と人材育成についてでございます。

我が国の自然といえば森林が代表されますが、三重県は森林面積が37万3000ヘクタール、それで、県土面積57万8000ヘクタール、その64%を占めております。森林をベースにした循環型社会の実現や、その実現に寄与できる人材育成が必要だと考えますが、ただ、林業を取り巻く環境は非常に厳しい。木材の価格の低迷は大きな課題の一つだと考えております。

林業の活性化に向けて現在どのように取り組んでいらっしゃるのか、その現状や課題等についてお伺いをさせていただきます。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 林業の活性化に向けて、現状と課題、それから、
どういうふうに取り組むのかということについてお答えをさせていただきます。

三重県の山林は、戦後造林された県内の人工林の大半が今、伐採期を迎えております。しかしながら、議員御指摘のように木材価格の低迷等によりまして、切ってもなかなか売れないというような状況で、なかなか木が動かないというような、うまい循環には至っておりません。

その一方で、林業全体の下支えとして期待される木質バイオマスの発電などの動きも出てまいります。

このような中で林業活性化を図るためには、路網の整備や高性能林業機械の導入による生産性の向上、主伐に必要な架線集材技術の普及や伐採後の再造林経費の軽減など、林業全体の低コスト化を促進しながら採算性の向上を図る必要があると考えています。また、住宅部材等において木材の使用量が比較的多い、はり、桁等の横架材での県産材利用を高めるなど、県産材の需要拡大も図っていく必要があると考えております。

そこで、今年度から新たに、植栽本数を通常の半分程度にすることで植栽と育林に要するコストを軽減することができる低密度植栽を推奨することにより、主伐を促進し、素材生産量の増大を図っているところでございます。また、製材工場等での需要に的確に応じ、原木を安定供給できるようなシステム販売の体制づくり、さらには、県産材を使用した住宅への助成、中高層建築への木材利用が期待されます直交集成材、CLTとって一般に言われていますが、それらの普及や輸出などに取り組み、新たな県産材の需要拡大に取り組んでいるところでございます。

このように、川上、川中、川下、全て一環して総合的に取り組んで林業の活性化につなげていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。現状と、そして、また、課題

等についてお伺いをさせていただきました。

今後の林業を考えたときに、やはり今、いろいろ現在の状況、そして、課題、取組等、CLTの直交集成材、これもイギリスでは早くから取り組まれていたというようなところで、いろんな取組があるにせよ、なかなか、本当に、これ、林業の活性化は非常に厳しいものがあり、そして、それを何とかやはり活性化していかなければならない、そして、そういう中で大事なことのひとつとしまして、やはり次世代の担い手であったり、人材の育成についてということが非常に大事で必要不可欠だと考えます。

林業の人材育成、知事は常に人材育成ということをどの分野においてもおっしゃいますが、この人材育成についてどのように取り組んでいらっしゃるのか、そして、また、今後、どのような人材を育成していきたい、育てていきたいという、そういう像というのがあれば、その点についてお聞かせください。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 林業の、まさしく人材育成についてですが、林業の担い手を育成するということで、現在、県では、三重県森林組合連合会、あるいは公益財団法人三重県農林水産支援センターと連携しまして、まず、入り口に当たります、例えば農林漁業就業・就職フェア、あるいは高校生を対象とした林業職場体験学習などを実施しています。また、実際に入られた皆様を、国が行っております緑の雇用事業などを活用しまして、就業前のトライアル雇用ですとか、就業後の現場におけるOJT、あるいは技術習得等に取り組んでおるところでございます。

この結果、林業従事者数は年々減っておったんですが、ここ最近、下どまりをしました。あわせて、平均年齢が若干若返るというような状況が明るい兆しも見えております。

しかしながら、森林組合等、現場において、いわゆる熟練作業員の皆さんが高齢化によってやめられていく、そうしますと、主伐に必要な、例えば架線集材技術ですとか高性能林業機械といった技術が、伝達がなかなかできない、困難な状況であるということになっておりまして、本格的に三重県も現

場と一緒に主伐を進めようと思いますと、こういった人たちの人材育成が必要ということになります。こういう中で、特に林業事業体が行いますそういった架線技術、高性能林業機械のオペレーター研修などに対しての支援に取り組んでおるところでございます。

今後は、議員御指摘のように、こうした実践的な技術やノウハウを持った人たち、さらには、これから林業をビジネスとして展開していける、そういった経営感覚を持ったような人材の育成に取り組んでいくことによって林業の活性化が図られるものと思っております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 人材育成につきまして、どのような人材が必要なのか、そして、また、なかなか、林業の活性化をしていくに当たって、これからまだまだ必要だということをお聞かせいただきましたが、人材育成につきましては、知事もこれを政策集に掲げていらっしゃいます。林業大学校でございますが、この林業大学校につきまして、私も実際に林業大学校のほうを、濱井議員、小島議員と一緒に、ともに、実際に見せていただいてもまいりました。

その中で、今、県として、現在の林業大学校についての検討状況、それから、今後のタイムスケジュール等についてお伺いをしたいと思います。お願いします。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 林業大学校の検討につきまして、私自身も本年度開校をいたしました高知県の林業大学校、県庁へ訪問し聞き取りをしました。その際、実際に、役場の担当者の方、あるいは、山で頑張ってみえます自伐林家、いわゆる農林を主としてやっている若者にも会って話を聞いてまいりました。あわせて、既に開校している他府県の林業大学校の状況等について、目的ですとかカリキュラムですとか、いろんな面で調査をしてまいりました。さらに、県内の林業事業体や林業従事者、さらには、先ほども申し上げましたが、県が実施しています高校生を対象とした林業職場体験研

修に参加してくれた生徒、あるいは農林漁業就業・就職フェアへ訪れていた方々への、ニーズといますか、どんなようなことであればいいというようなことのアンケート調査も実施してまいりました。さらに、現在、そういったアンケート結果を踏まえ、林業事業体にもう一回訪問いたしまして、林業大学校に対する期待や今後の雇用計画等についても把握をさせていただいております。

今後、こうした調査結果を十分に踏まえながら、さらに、将来、三重県の森林林業の担い手として必要な人材像、これについてどうあるべきかということについて、林業関係者はもとより、関係市町ですとか地域の皆さんと十分議論を深めながら、人材育成に必要な林業大学校のあり方について議論を深めてまいります。

あわせて、施設、あるいは演習林等の確保について、あるいは立地条件や費用の面も十分検討する必要があると思いますので、そういった検討を踏まえ、今年度中には一定の方向をお示ししたいというふうに考えているところでございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 今現在、いろんな取組を実際に見ていただいて、そして取組をされている、アンケートについても、そして、実際に事業者の方のところにもいろいろ聞かれているというようなことを聞かせていただきました。施設や費用について、そして、今年度中に一定の方向性が出るようにということで取り組んでいらっしゃるということでございました。

林業大学校を見せていただいた中でやはり、どこもそうだったんですが、県内だけでなく、当然県外からも学生がいらっちゃってました。どちらもそうで、そして、長野県におきましては全寮制なんですね。知事もこちらのほうに行かれています。その全寮制の中でも生徒が、ちょうど私が行きましたときには、今から実習で午後から山へ行きますという、そういうような状況でございました。皆さん、どちらから見えたんですかということ伺ったら、やはり県外からということで、中には、それは長野県じゃなかったかもしれ

ません、京都府だったかもしれません、沖縄とか、九州とか、中には三重県の方もありました。

ただ、その中で、私、ちょっと危惧もその中でしておりますのが、県費で養成をして、それで県外に出ていかれては、これはちょっとどうなのかなど、そういうところの心配もございます。また、就職のとき、そういうことを考えたときに、やはり出口のところでしっかりとした雇用が守られる。これは三重県にぜひ就職をしたいと。求人票はたしかたくさん出ていました。いろんな事業体、森林組合もそうですし、また、公務員という形で出ていましたし、それぞれのところがいろんな特徴があると思います。今、現在、幾つかまた新たに大学校もできてくるというような状況でもございますし、しっかりと検討を進めていただきながらも今後の展開というのも考えていただきたい。そして、また、人材の担い手は何にしても非常に大事です。しっかりと、やはり先ほど申し上げましたような出口のところを大事にしていきたいなというふうに思っております。

先ほど御答弁いただきました。私、ちょうど、本当に先日なんですけれども、（現物を示す）「三重の林業」というのが自分の机のところに置いていただいておまして、今言われました職場体験のこともちょうどこの中にはございました。これからはまだまだ、私自身は、今ある学校、そして、また、中山間の地域の高校にもやはり体験をして、中にはコース制なんかもいいんじゃないかと。本当は林業学校林業学科をつくりたいぐらいの、私自身のですが、意気込みなんかもあるんですけれども、非常に厳しい状況かもしれません。

でも、知事がこの中でしっかりと、（現物を示す）政策集の中に、「三重の農業若き匠の里（仮称）」プロジェクトというところに、「農業・林業大学校」というような言葉が出されてみえます。若い、やはり1次産業従事者を育成するために、デンマークモデルを手本にして農業・林業大学校をというふうに掲げていらっしゃる。先ほど申しましたように、御自身でも長野県のほうの林業大学校を視察に行かれている。そして、また、皆さん本当

に記憶に新しいところで、映画「WOOD JOB!～神去なあなあ日常～」、これが青春林業エンターテインメントとして大ヒットしたロケ地が津市美杉町のほうであったこと。これで、この映画では、随分それが全国的に人気となってロングランにもなりました。見られた方も本当に多いと思うんですけど、林業のロマンとか奥深さ、そして、森林の美しさに多くの方が魅了されたんじゃないのかと私自身も思っております。そして、また、（資料を示す）何とこの中にも書いてありました。そういうこともありました。

そういうところから、知事がかなり思い入れがあるのかなというふうにも思ったんですけども、そのような点も含めまして、知事の熱い思いとか、林業大学校にかける思いとか、そういうようなものを聞かせていただきたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） 御案内いただきましたとおり、私も今年の2月に長野県の林業大学校を訪問しまして、ちょうど御嶽山の噴火からまだ4カ月余りという大変な状況の中であつたんですけども、学生の皆さんは、自然を通して学ぶすばらしさを理解してもらえれば林業に関心が高まり、明るい光が見えてくると信じている、木曾の輝きを取り戻したい、そのような高い志、地域への思い、こういうものを持ったお言葉を聞いて大変胸が熱くなる思いがありました。一方で、その中に三重県出身の人が2人いたんですけども、三重県にはそういう学ぶ場がないという大変残念な声も聞くことができました。

そもそも林業は、木材を生産して売るといなりわいということだけではなくて、人口減少をする中山間地域に働く場をつくる、そして、山から下のところの海辺のところも含めて災害に強い森づくりをする、そういうようなことから地域にとって不可欠の産業であるのは間違いないですね。これは農業もそう、漁業もそう、林業もそうですけれども、単に産業政策じゃなくて地域政策なんです。林業がよくなれば中山間地がよくなる。漁業がよくなれば漁村がよくなる。農業がよくなれば農村がよくなる。これは地域政策なんです。

ということは、林業を担う人材というのはその地域を育てて守って牽引するリーダーなんです。そういう人をしっかりと育成するということが大事であって、そのために林業大学校というものの創設について検討したいと思っています。それも、今の研修がどうだからこれをどう充実させるかというような狭隘な狭小な視野ではなくて、林業は30年、50年というのを考えながら話を進めています。そういう長期、30年後、50年後にどういう森林を、どういう森を三重県でつくりたいのか、そのために必要な人材はどうか、そして、先ほど言った人口減少が進む中山間地をどう活性化していくのか、そういうような大きい視野からも含めて林業大学校の創設について、とはいえ財政が厳しいところもありますから、しっかりとした、現実も踏まえて議論をしていきたい、そのように思っています。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 非常に力強いお言葉だったというふうに思います。地域政策だと。

確かに、1次産業、やはり日本はもともと1次産業で成り立っているところであり、やはりそこがなくてはならないものだと思っております。これは、先ほど知事がおっしゃられたように、林業や農業や水産業やというところだけでなく、これは全て私は循環していると思っております。一番川上である林業、山のことを守ることによって、これまで本当に荒廃しているところも非常に多いです。災害に強い森林づくりをしなければいけないと、今、知事が強くおっしゃいました。それは全て、川を流れて、そして海にたどり着きます。その海に行ったときに、これもまた水産業にもかかわってくる。その水が農業に生かされる。そのような循環型社会がきちりという中ではつくられていかなければならないというふうに思っております。

知事がそんな狭隘や狭小で考えるのではなくてというふうにおっしゃいました。30年後、50年後、そして、また、人口減少に、これは非常に大事なところだと私自身も感じております。人口減少で、例えば、それこそ仮に三重県で林業大学校ができたときに、ほかにはないような、三重県らしい、三重

県ならではというようなものが仮にできたときに、外に行くのではなくてこのまま三重県に定住したいと、そういうような思いがあるぐらいの人を育てたい、そんな受け入れをしていただきたいと思います。

知事にもう一つ聞かせてください。それでは、先ほど、30年後、50年後のことをおっしゃいましたが、どんなものを描いていらっしゃるのか。何が必要なのか。よろしいでしょうか。お願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 出口のことでいきますと、おっしゃられたように京都府や長野県は、例えば入学した人は、京都府は府内の人が9人、府外の人が13人、これは平均ですけれども、だったけれども、就職は府内に12名、府外に3名、長野県は、入学者が県内が7.5名、県外が12名だったけれども、就職は県内に16名、県外に3.5名ということで、入学者では県外や府外が多いけれども就職は県内や府内にというのが圧倒的に多いというような現状ですので、まさに働く場をつくる、出口のところのメンテナンスやフォローをしっかりとやるという前提ですけれども、そういう意味でも重要であるというふうに思っています。

30年後、50年後をどう描いているかということにつきましては、あと1分ではちょっと話はできませんので、いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、人口減少での働く場をどうつくっていくのか、そのための林業がどう付加価値がつけられていくのかというようなこと、収入が安定しないと働く場にはなりませんので、そういう観点を中心にやっていくということと、あと、さっきも言いましたような、災害とか、あとは生物多様性とか、そういう生態系そのもののこととかも念頭に入れたビジョンというのを皆さんと共有していかなければならないと、そのように思っています。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。わかりました。

とにかく収入が安定しないと、雇用はやはり生まれてきません。皆さんがそのような状況でしっかりと安心できるような、それが今後の災害に強いということにもなってくるでしょうし、そして、また、今日質問がありました

ような獣害対策にもつながってくると、そんなふうにも思っておりますので、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと、そのように強く要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時1分開議

開 議

○副議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。10番 田中智也議員。

〔10番 田中智也議員登壇・拍手〕

○10番（田中智也） 皆さん、改めましてこんにちは。新政みえ所属、四日市市選出、田中智也でございます。お昼御飯の後、非常に眠くなる時間帯でございますが、しっかりと眠くならないように質問をさせていただきたいというふうに思います。

早速でありますけれども、通告に従いまして始めさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目、県内スポーツの振興についてということで項目を起こさせていただきます。その中で、これ、何を言いたいかと申しますと、今、平成33年の三重とこわか国体、三重国体に向けて、競技力の向上、スポーツ推進局をはじめ県庁挙げて、県民挙げて取り組んでいただいているところで

ありまして、私自身も地域の中で様々な、特に子どもたちのスポーツの場にお邪魔をさせていただくときには、ぜひここに向かって希望を持って頑張ってもらいたい、今、実力がついていない、なかなか勝てない子も、練習の成果、練習によって裏打ちをされた自信というものは必ずつくから、しっかり希望を持ってやってほしいなという、そんな話をさせていただいている日々でありますけれども、それはそれで、一方で努力として、県政として必要なことをやっていただいておりますが、さらに県民の方が、スポーツを通じた力、スポーツの持つ力によって地域が一つになる、県が一つになっていくような、そんなことになればなという思いでこの質問を発想させていただいているところです。

2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が既に決定しております。残念ながら、エンブレムの件ですとか国立競技場の件については様々な課題がございます、今、社会問題というか、いろいろ議論がされているところではありますけれども、もうやることは決まっているわけですよね。このことに向けては、国としてというか、日本全体としてまだまだ課題が多い中でも、オリンピック、パラリンピックが開催されることによってやっぱり人々の希望が出てくるという側面は、絶対これはあるというふうに私自身も確信をしておるところであります。

2020年の7月24日から8月9日にかけてがオリンピック、8月25日から9月6日にかけてがパラリンピックということで予定をされておりますけれども、そんな中、本県としては時あたかも、来年が伊勢志摩サミットを決定いただいて、2016年が伊勢志摩サミット、その翌年が全国菓子大博覧会、その翌年が三重県を中心としたインターハイがしっかり決まっております。

〔「国立公園もあるがね」と呼ぶ者あり〕

○10番（田中智也） 失礼いたしました。伊勢志摩国立公園指定70周年も、私の故郷であります伊勢志摩の国立公園でございます。済みません、先輩。

そんな中で、決まっておるものが3年連続でございます。間2年あいて三重国体、三重とこわか国体ということで、このあいている2年間の間にオリ

ンピックがあり、そして、その前年はラグビーの世界カップが日本開催ということでもあります。

イベントというのは一過性に過ぎていくのではないかということがよく言われることですが、一過性に過ぎるイベントであったとしても、毎年毎年しっかりと県民全体で協創の力でやっていったら、これは確かな道になっていくのではないかというふうに思っているわけです。

オリンピックを三重県で開催するというのはかないません。ラグビーワールドカップも三重県で開催というのは残念ながらもなかなないということでもありますけれども、ただ、事前キャンプ地ということがあります。事前キャンプというのは、各国、各地域のオリンピック委員会がそれぞれの責任と費用負担においてやられると。大会期間中のトレーニングのことでありますけれども、これ、事前キャンプをやるかやらないかは、日本オリンピック委員会としては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会としては余り関与されないということであり、各国、各地域のオリンピック委員会のほうで一切の権限があるということをお伺いしておりますが、まずはオリンピック、パラリンピックのキャンプ地については、現在総務省が窓口となって国内の事前キャンプ候補地の情報提供がなされて、申請登録の受け付けが開始されているというふうにお伺いしておりますし、静岡県などでは、事前合宿誘致に向けては暫定候補地リスト、これも提示をされていると。静岡県内の28市町、67施設が掲載をされているということで、売り込みが始まっています。

栃木県でも、東京オリンピック等キャンプ地誘致等庁内推進本部ということで、庁内にそういう組織を設置し、取り組んでおられる。福岡県福岡市は、これはもう既に北京オリンピックのときにスウェーデンのチームが事前キャンプを張ったということも、そんな御縁もあって、もう既に基本合意書が締結をされたやに聞いております。神奈川県はホームページをつくって、キャンプ地としてはベストな神奈川県ですよということを言ってみえます。メリットとしては、アクセスが便利だと。当然ですよ、関東圏、首都圏でありますから。施設が充実、財政力がしっかりした神奈川県ですから施設もた

くさんございます。受け入れ環境が充実、加えて、経験豊富な通訳案内士がいる、登録されているというふうに、神奈川県はPRをしてみえます。

そうなってくると、我が三重県、伊勢志摩サミットがあります。世界最高峰の国際会議を開催した実績、このことによって、先ほどの知事答弁の中では、事業者のホスピタリティーはいいんだけど、県民の方の姿勢についてということが、これを、今後、サミット後、さらに醸成をしていって、強みにしていけるのではないかと、そんなふうに思っているところです。

オリンピックのキャンプ地誘致について、少しすごいなと思う話があったものですから、紹介をさせていただきたいと思います。

スリランカの選手団のキャンプ地に、千葉県の山武市というところがもう既に決まったそうです。人口約5万5000人という、決して大きいまちというわけではない。しかも、各競技連盟が定めている基準を満たす施設がないんだそうです。しかも、5万人規模の都市ですから、宿泊施設についてもそれほどない。

じゃ、なぜこういう、5万人程度と言ったら失礼ですけど、5万人の山武市にスリランカがキャンプ地として決めたかということ、市内で元中学校の校長先生だった方が、新聞の中でスリランカの子どもを支援する記事を見たんだそうです。このことに共感をして、自らが何かできることはないかということで、スリランカの子どもたちの里親になられたそうです。現在も里親をされているそうです。

そんな御縁があって、現地スリランカでは、その方に対しては非常にありがたいということで敬意を表しておられるようで、スリランカ、大変な敬けんな仏教徒が多いお国柄でありますけれども、高僧、位の高いお坊さんもその方とお知り合いだそうで、その方が政府の方を通じて政府のほうに働きかけて、スリランカオリンピック委員会のほうから、そんなことならぜひ山武市で、日ごろお世話になっている御縁で御恩返しのためにキャンプを張りましょうということで決めたそうです。

ですから、施設が大したことなくとも、宿泊施設も大変そんなにいい状況

じゃなくてもキャンプを張っていただけるという事例だというふうに思っています。ですから、三重県としてさらに努力するべきではないかなというふうに思っています。

ラグビーのほうに話を移させていただきます。

ラグビーも、9月19日、南アフリカ戦、日本代表が奇跡的な勝利ということで、世界中のマスコミもマスメディアも大きく捉えていただいて、非常に注目を浴びているときでありますけれども、ちなみにその日、三重県にありますホンダヒート、今年度、2015-16シーズンからトップリーグに昇格をしたホンダヒートが、パロマ瑞穂ラグビー場でプレシーズンリーグということでトヨタ自動車のヴェルブリッツと試合をしまして、それを私、実は見に行っていました。夕方というか、7時キックオフの試合でしたけれども、残念ながら、地元のホンダヒートは負けてしまうという状況でありましたけれども、でも、やっぱりラグビーが持つ魅力というのは少なからずあるな、これは、私、県議会議員になってから、実はラグビーの試合を生で見に行ったのは初めてだったんですけれども、やはり使わん手はないなののは正直感じたところであります。

ちょっとこれも余談ですけど、明日3日、サモア代表との試合がございます。ぜひとも勝っていただきたい。決勝トーナメント進出のためにはぜひとも勝たなければならない試合でありますけれども、こんなふうに国民自体が沸き上がっているそんな時期だからこそ、ラグビーワールドカップ次期日本開催のときには、三重県にキャンプをどこかの国に張っていただけないかな、そんなふうな思いであります。

そこで、ラグビーワールドカップの会場の、(パネルを示す) ちょっと小さいので見にくいかもわかりませんが、このような形で試合会場は既に決まりました。じゃ、三重県、どうなのかといったときに、三重県、当然会場はありません。しかしながら、豊田スタジアム、花園ラグビー場、神戸あたりとは、そんなに距離はないのではないかなというふうに思っています。

今、イングランドで開催をされている第8回大会でも、日本が張っている

キャンプ地とほかの試合会場を私も見させていただいたんですけども、それほど近いわけではないんですね。ですから、そういう意味では行けるのではないかなというふうに思っているところであります。

それから、三重県にゆかりということでいきますと、ブラジルオリンピック、次回のリオデジャネイロのオリンピックから、ラグビーは7人制、セブンズで正式採用種目としてされますけれども、その不動のキャプテンは坂井さん、四日市農芸高校出身で早稲田大学へ行かれて、今、豊田自動織機所属の選手であります。こういう方が、やはり三重県へ、日本国内の大会で活躍をされるとかということになればもちろん沸き上がりますし、ワールドカップに向けての事前キャンプ地を開催されることで、ラグビーに携わっている若者、やはりその競技人生の中で一つ大きなものになっていくというふうに思いますし、スポーツの持つ力、人間形成力、これをさらに伸ばしていくことになるのではないかなというふうに思っています。

そこで、お伺いをいたします。

東京オリンピック・パラリンピックでありますとかラグビーワールドカップ日本開催に向けて、本県として、事前キャンプ地として誘致をする、そんな取組についてはどういうふうにお考えか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） それでは、東京オリンピック・パラリンピック並びにラグビーワールドカップの事前キャンプ地について2点御質問いただきましたので、順次御答弁を申し上げます。

まず、本県におきましては、県民の皆さんがスポーツに触れることを通じて、スポーツをする、見る、支える、こうした方々が広がって、県民の力を結集した元気な三重づくりが実現できるよう、体力の向上とスポーツ活動の充実、地域におけるスポーツ活動の推進、競技力の向上など、様々な取組を進めているところでございます。

そうした中でございますが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会

の事前キャンプ地の誘致は、国際理解や障がい者理解、そして、三重県のPRや地域の活性化につながるとともに、世界のトップ選手を身近に見ることができるまたとないチャンスであると考えておるところでございます。

こうしたことでございますので、本県では平成24年12月に、知事を本部長といたします三重県「東京オリンピック・パラリンピック」キャンプ地誘致等推進本部を庁内に立ち上げるとともに、市町や関係団体と連携を図りながら取組を進めているところでございます。

あわせまして、公益財団法人日本オリンピック委員会や公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からの情報収集も行っております。

こんなところでございますが、県内の市町の状況でございますけれども、県内では桑名市、四日市市、多気町が現在誘致の表明をされておるということでございます。本年7月には知事がフランス・スポーツ省とイギリス・オリンピック委員会を訪問し、県内市町の取組と県営スポーツ施設のPRを行っていただいたところでございます。あわせまして、フランス・スポーツ省には四日市市長も同行され、四日市市の取組についてもPRをしていただいております。

続いて、ラグビーワールドカップ2019キャンプ地誘致についてであります。

ラグビーワールドカップにつきましては、議員からも御紹介がございましたが、現在イギリスにおいて大会が開催されておりまして、日本代表チームの活躍で、国内では大いに盛り上がりを見せているというところでございます。平成31年には日本においてもラグビーワールドカップが開催され、事前キャンプ地も実施をされるということで、これまで公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会等からの情報収集に努めてまいりました。

この事前キャンプ地の施設基準や環境の要件につきましては、平成28年の春以降に発表されるものと伺っております。現時点では誘致表明を行っている市町はございませんが、本県におきましては、先ほども御紹介いただきましたが、今年からトップリーグに参戦しているラグビーチームのホンダヒー

トであるとか、あるいは愛知県や大阪府など近府県でのワールドカップの試合も予定されており、地理的にも誘致に適した環境にあるのではないかと考えております。誘致が実現しますと、県内のラグビーの普及、強化につながるということでございますので、関係する団体等と連携を図りながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

平成33年の三重とこわか国体をはじめ、大規模大会の開催を控えている本県にとりまして、平成31年に開催されるラグビーワールドカップ及び平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、本県のスポーツ推進にとって絶好の機会となります。ぜひとも事前キャンプ地の誘致を実現させ、その波及効果を本県にもたすよう、今後も関係市町並びに関係の競技団体等とも取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） スポーツ推進局長からの力強い御答弁をいただきました。ぜひとも関係市町との連携を深めてということでお答えをいただいたところであります。

くどういのですけれども、現在ラグビー協会、日本協会のほうから出されている想定の内容としては、チームホテル、当然ですけどホテルですね。屋外練習場、これ、当然のことです。体育館、十分な高さのある、バスケットコート1面以上の、ラインアウトの練習をするのに必要だそうで。ジム、それからプール、クールダウン用、時間貸し可能な25メートルプール3レーン以上ということであります。

そんなことからすると、これらが一堂にあるのは、本県でぱっと思いつくのは鈴鹿スポーツガーデン、三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿というふうに私は発想いたします、個人的に、素人かもわかりませんが。そのあたりをやはりターゲットにしながら、当然鈴鹿市に所在をいたしますので、関係する鈴鹿市の方、または、鈴鹿サーキットがあって、F1のときなどには大変な宿泊客を収容しますけれども、そこら辺の宿泊施設の方たちとの連携と

いうのも必要ですし、様々な関係各機関の方との連絡調整が必要になってくる。ぜひその中心に県として座っていただいて、旗を振っていただいて、取り組んでいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○**地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行）** ただいま議員のおっしゃっていただきましたように、こうしたことを開催する、実施をするに当たりましては、関係の市町であるとか、多くの団体であるとか、関係者の方、たくさんおられますので、そういった方々との調整が第一になってくるかと思っておりますので、いずれにいたしましても、そうしたところとの調整をしっかりとやるのかなと、こう考えておりますので、実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○**10番（田中智也）** ありがとうございます。

私も一生懸命、微力ながら頑張りたいなと思ってますし、オリンピックについてはもう少しお話をさせていただきたいんですけども、平成33年に国体がある。これから順次、開催地がもうほぼ決定をされて、施設整備がこれから進んでまいります、施設の改修も含めてですけども。そんな中でやはり、例えば国体のその競技を開催する地に、オリンピックで表彰台の狙える国をキャンプ地として誘致する。静岡県なんかは28市町でリストを出して、総花的にどうですかとやっていますけれども、本県としては、残念ながらスポーツ設備が整っているわけではないという状況でありますから、やはりターゲットを絞ってやっていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

例えばの話、私、四日市でございますので、四日市市では中央緑地体育館を新しくして体操を開催されるということでもありますけれども、実は体操競技、2011年に東京で開催をされた世界体操競技選手権、このときに、スペインのチームが事前キャンプとして四日市市へ来ていただいております。そのときには中央緑地体育館を使ったということではなく、市内に所在する体操クラブ、民間の体操クラブの社長も非常に熱心な方でありまして、大変な御

協力のもとキャンプを張っていただいた。選手団としては男女各7人ずつの、ほか、スタッフを合わせて26人というふうに伺っていますけれども、非常に近代的で先進的だと、おもてなしの心がすばらしいというふうに当時の体操のスペインの監督はおっしゃっていたというふうに伺っておりますし、その体操クラブの選手の皆さんも、やはり世界レベルの競技が目の前で、自分たちが日ごろ練習している、トレーニングしている場で、床で、あん馬で、つり輪で、鉄棒で競技をする、演技をするということを見ることで非常にヒントを得たというふうな、そんな感想も伺っております。

そんな形で、全体的にやったらどうだ、ラグビーはもうラグビーということでもありますけれども、オリンピック、パラリンピックに関しては、やはり競技を絞って、三重県としてターゲットを絞ってやっていただきたいなど、そんなふうに思っています。

それから、伊勢志摩サミットを開催された後にオリンピックが開催をされる、数年後にオリンピックが開催されるという事例を、実は手書きでずっと書いておった、（紙を示す）書き出しておったんですけども、1983年のアメリカのウィリアムズバーグで行われたサミットの翌年がロサンゼルスオリンピックでありました。それ以降はありません。今回、三重県で2016年、その4年後ということで少し間はあきますけれども、やはりサミットを開催するときだからこそ、三重県、伊勢志摩に世界中のメディアが注目するときだからこそ、世界に売り込む、世界を呼び込める、知事も何度もおっしゃっていますけど、千載一遇のチャンスだというふうに私は思っています。このこともぜひ、スポーツ推進局もはじめとしてという形になりますが、やはり知事が先頭に立って、このことについてもぜひ取り組んでいただけないかなというふうに思うのでありますが、知事としての御所見を伺えれば幸いです。

○知事（鈴木英敬） まさに千載一遇のチャンスだと思います。競技力の向上、それから競技団体の充実、あるいはスポーツを通じたまちづくりという、もう多方面において非常にこの一連の流れをしっかりと捉まえていくということは大事であるというふうに思っています。

実際に私もイギリス・オリンピック委員会に行ったときに、サミットが開かれるんですという話をしたら、写真も見せたので、そこにはすばらしいヨットをやれるところがあって、ホテルがあって、リゾート地なんだろうと、そういうの、どうなんだという、具体的に聞かれたりとか、サミットが開催されるということによる発信効果というのも非常に高かったというのを実感しているところであります。また、加えて今、田中議員からおっしゃっていただいたような、種目を絞ってということについては、県でやっていますみえのスポーツ・まちづくり会議の有識者の皆さんからも、やっぱりいろんな交流があるところや、そこにスポーツが盛んなこととか、そういう、しっかり絞ってやるというのがいいんじゃないかというアドバイスもいただいていますので、そういう線でやっていきたいと思えます。

いずれにしましても、ラグビーの世界カップ、それから東京オリンピック・パラリンピック、あと、また、パラリンピックについては、その選手たちと子どもたちが交流したりしてくれることで、障がいに対する理解、そういうものも進むというふうに思っていますので、ぜひこの誘致を続けていきたいと思えますが、これ、いずれにしましても、行政も全力でやります。一方で、やっぱり競技団体のいろんなルートを使ったりするのも重要ですので、競技団体とも連携したいと思っていますし、議員の方々の中に競技団体の長をやっておられる方もたくさんおられると思えます。行政も頑張りますので、そういう競技団体にコミットしていただいている議員の方々の御協力もぜひともおかりしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願します。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。議員の方もぜひということについては、全力で私たちとしても取り組みたいなというふうに思っています。

ポストサミットが重要だと私は思っています。安全・安心に開催をされること、当然のことですし、ただ、県としてこれだけ大変な思いをして、県民として少々迷惑もあるかもわからない、騒がしいかもしれない、だけど、注目を浴びる。これはチャンスだからといって、これも一過性に終わらせたく

ない。そのためにもいい方法だというふうに思っていますので、全力で取り組ませていただきたいなというふうに言わせていただいて、決意を述べさせていただいて、次の項目に移らせていただきます。

続きまして、児童相談所の充実強化についてということで項目を起こさせていただきます。

残念ながら、三重県でも過去にはどうか、不幸なケース、案件が何件かありました。それがあつたびに様々な検証委員会等を開いていただいて、これも全庁挙げていろんな議論もしていただきながら、未然に防いでいこうということで手を打っていただいております。このことについては、現場職員の皆さん、関係者の皆さんの御努力には大変感謝を申し上げるとともに、敬意を表するところではあります。しかしながら、まだまだ足りないのではないかとというのが私の思いであります。

まずは、この児童虐待防止に向けた拠点となる児童相談センター及び相談所の現状について、子ども・家庭局長のほうからお話をお伺いしたいというふうに思います。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） それでは、児童相談所におけます現状について御答弁申し上げたいと思います。

児童相談所は、児童福祉法第12条によりまして、児童の福祉に関する様々な業務を行うということが規定されておりまして、相談される内容につきましては、子どもの障がい、非行、児童虐待などがありますけれども、近年では特に児童虐待への相談が増加しているというふうな傾向がございます。

相談対応件数につきましては、全体では5年前の平成22年度の3652件に対しまして、平成26年度では3568件とほぼ横ばいの状態ではありますけれども、児童虐待に係る相談件数につきましては、同じく平成22年度の858件に対しまして、平成26年度は1112件と増加傾向となっております。

次に、ケースワーカーの人数などを含めました組織体制ということでございますけれども、先ほども議員のほうからも御紹介がありましたとおり、何

件か重篤事例等もございました。特に平成22年の鈴鹿市における児童の重篤事案、また、平成24年の桑名市と四日市市における児童の死亡事案といったことも踏まえまして、子どもの安全確保のために積極的に介入する介入型支援を的確に行えるように組織体制の充実を図ってきたところでございます。

具体的には、平成25年度には児童相談センターに法的対応室を設置しまして、弁護士や警察官を配置して法的対応力や介入型支援の強化に取り組むとともに、市町の人材育成支援、連携強化に取り組む市町支援プロジェクトチームを新設するなど、県全体の児童相談対応力の向上に取り組んできたところでございます。

また、児童相談センターと五つの児童相談所の職員定数につきましては、平成22年度の92人が今年度は110人ということで、5年間で18人の増員を行っております。このうちケースワーカーにつきましては、平成22年度から4人を増員し、現在は35名というふうになっているところでございます。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 現状について御答弁をいただきました。

確かに平成22年から見ると、職員体制として強化していく必要があることから、92名から110名ということで18人増員をいただいたということです。県としても充実、体制強化の必要性ということを十分わかっていたいただいてお取組をいただいた。これは、ひとえに財政当局、総務部の御理解もあつてのことだというふうには理解をしておるところでありますけれども、ただ、相談件数自体もかなりの数で増えてきていますし、このあたりのところは、申しわけないんですが、平成22年に増やしたにもかかわらず平成24年に重篤事案があったということから考えると、実はまだまだ足りないのではないかとというのが率直な私の現在の感想であります。

介入型支援ということで、国全体を挙げて方向性として取り組んでおられるようですけれども、法的対応の部分で弁護士、警察の方ということでありますけれども、私ももともと思っていたのはこの法的対応の部分ですね。弁

護士の方を、今、私もお伺いしたところによると、児童相談センターに1名の方を非常勤で雇用というか契約をして対応いただいているというふうにお伺いをいたしました。もう少し地域に、各5児童相談所に近いところで法的対応のサポート、バックアップをするという体制の必要性があるのではないかなというふうには思うところでありますけれども、そのことについて子ども・家庭局としての現在の認識をお伺いしたいというふうに思うところで

す。
それから、まずはやっぱり、ケースワーカーの数、増やしていただいておりますが、1人当たりの受け持つ数というのは非常に多いのではないかなというふうに思っているところです。とりわけ、私、四日市市に住まいしておりますけれども、そこを所管していただいております北勢児童相談所の職員配置も増えているやに聞いていますが、1人当たりの受け持つケースの数というのについて、もし御存じでしたら、把握しておられましたらお教えいただきたいです。

以上です。お願いします。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） それでは、2点御質問をいただきましたので、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、弁護士の配置につきましてですけれども、弁護士につきましては、平成25年度から児童相談センターのほうに、非常勤ということで1名配置をさせていただいております。勤務につきましては週1回ということで、1日当たり5時間ということで、各児童相談所に出向いての法律相談、あるいは法的な文書の作成指導を担っていただいております、平成26年度の実績で申しますと108件の相談対応を行っていただいたというふうな現状でございます。

今後の弁護士との連携についてですけれども、やはり弁護士といえますか、法的対応につきましては、児童相談業務の中では、保護者の意思に反して一時保護を行ったりとか、あるいは施設入所も行う必要があるということもございまして、法律の専門家の助力は不可欠かなと考えております。

現在、国においても、法的知識を要する相談等に迅速かつ的確に対応するために児童相談所等の相談体制を整備することについて検討が進められているところですので、そうした動きも把握しながら、また、現場のニーズ等も踏まえながら、今後、児童相談所の法的体制の強化に向けまして、弁護士との連携について進めていきたいと考えております。

もう1点の1人当たりのケースの件数ということでございますけれども、済みません、手元に詳細な資料を持っておらないんですけれども、全体として、人口当たりのケースワーカー数といいますか、児童福祉司というような職が関連してくるんですけれども、その受け持つ人口というのは、三重県についてはそんなに多くないということですので、全国平均よりもより少ない人数を対応させていただいておる。平均よりも少ないといいますか、より少ない件数を持ちながら対応しているという状況ではございます。

とはいいいながらも、非常に複雑化して多様化しているというような案件が増えておりますので、そういった人的な対応につきましても引き続き検討を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 弁護士、法的対応についてはさらにニーズを把握しながら取り組んでいただくということですし、ケースワーカー、平均よりは少ないということをお伺いして、安心するとともに、でもやっぱり、平均より少ないからいいということではないというふうには思っています。

私は、こういう業務に携わる職員というのは、福祉マインドといいますか、大変厳しい状況にある当事者の方、周りの方に対して、しっかりとした思いを持って、熱い思いを持って、パッションとこの間子ども・家庭局長が言われていましたけれども、そういう方がやはり業務に当たる必要があると思うんです。

ただ、一般行政職として採用された職員が、人事異動の一つの配置先として児童相談所に行かれた場合だと大変御苦勞いただいているというふう

いますし、なかなかそういう視点に立ちにくい状況にもあると思うんですね。日々の業務、大変厳しい現場、ここ、踏み込んでええのか、親は、保護者の方は引き離されたくないという思いもあろうかと思うし、そんな厳しい現場に出くわすときには大変つらい思いをされるやに聞いておりますし、やはり専門職、福祉技術職の方の配置の比率をぜひ増やすことを御検討いただきたいなど。これは要望にとどめますけれども、このことについては、監査委員の方にもぜひ児童相談所の業務の厳しさについては、福井代表監査委員もよく御存じだと思いますが、今後監査いただくときも見ていただいて、総務部長も予算編成の折にはぜひしっかりと見ていただきたいなど、そんなふうにするところでもあります。その御要望を申し上げて、次の項目へ移らせていただきたいというふうに思います。

続きまして、3点目、最後の項目でありますけれども、がん対策の充実についてということで起こさせていただきました。

がんは、当然のことながら我が国で死亡原因の第1位ということはもう皆さん御存じのとおりだというふうに思いますし、残念ながら死亡者数も年々増加をしているという状況にあります。がん医療提供体制の充実はもう何年も前から重要な課題となっていて、国においては様々な戦略を進めていただいておりますし、三重県においても三重県がん対策戦略プランに基づいてやっていたりとか、様々ないただいている状況であります。

そんな中で、医療提供に着目をしたがん対策ということも、これは誰しもが思うところでもあります。私も副議長も、がんと宣告されたら治したい、もとの元気な体になりたい、もとおりに治してほしいと思うのが、これは人の常であります。しかしながら、がんはなかなかもとに戻りにくい病気であることも事実でありまして、がゆえに、現在でも3人に1人ががんで亡くなるという状況を生んでいますし、将来的には2人に1人ががんで亡くなるということも言われています。

そんな中で、ただ、医療の進展によって、進歩によって、5年生存率というのは年々その率を増しているというふうに伺っています。つまり、がんに

罹患をしても、もう一度家庭に帰る、社会に帰ると言うことが可能な時代がやってきたというふうにも言いかえられると思うんです。長期間ではないかかもしれない。だけど、がんと宣告されたけれども、5年間なり10年間なり20年かかもしれません、その間に人として積極的に生きていくために、様々な問題を抱えておられると思うんです。

術後の傷跡の問題でありますとか、例えば人工肛門をつけられた方は、人工肛門についてこれをしたままとかって、そういう日常生活上の悩み、または家庭の中で、ある方にお伺いをしたら離婚されるかもしれないやんと思ったそうです、その男性の方は。がんと宣告されたときに、妻から、じゃ、離婚しようと言われたらどうしようと、そんなことを思ったそうです、いろいろ背景がおりだとは思いますが。

つまり、がんと宣告された瞬間に様々な悩みがもたげてくるというものと私はがんについて捉えています。

このことについて、国でももちろん着目いただいて、県として様々な取組をさせていただいていますし、国から指定をされているがん診療連携拠点病院、（パネルを示す）これは、積極的な根治治療、治すための治療にももちろん取り組んでいただいていますし、維持治療、それから、残念ながら治癒できない場合の終末期の医療、そんな中で、三重県がん相談支援センターも設置をされて、患者への御対応をいただいているというふうに思います。

ちょっと見にくいんですけども、右側の上の五つの病院がそのがん診療連携拠点病院であります。ここには相談支援センターというのが設置をされているというふうに認識をしておりますが、ただ、病院の中にある相談支援センターですので、医療というか、治療とか薬の副作用ですとか、そういうものに対する相談はしやすいんだろうなと思うんですが、なかなかその他の生活に関する相談については、敷居が高いというか、これは違うんじゃないかなと思って、患者さんやその御家族としては相談するのを悩んでいる方も多いのではないかなというふうに思います。そんな中で、県として設置をいただいている相談支援センターについての取組の現状について教えていただき

たいというふうに思います。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 三重県がん相談支援センターにおけます活動実績等についてお答えいたします。

議員から御指摘がございましたように、がん治療に直接従事する医療機関や医療関係者とは異なる立場で、このがん相談支援センターにおきましては、医療機関には打ち明けにくいようなお話とか日常生活上のお困りのことなどにつきまして、がん患者や家族に寄り添いながら、不安解消のためのコンサルテーション、必要に応じて他の医療機関の御紹介、地域の実情を踏まえた行政サービスに係る情報提供等を行っており、平成26年度の相談件数は577件となっております。

主な相談内容でございますけれども、多いものから挙げますと、不安、精神的苦痛に関すること、がん治療に関すること、医療者との関係などとなっております。特に最初の不安に関して、より具体的には、がんと診断された際の戸惑いであるとか、治療が終わった後の再発に対する御心配、後遺症による生活への支障など、専門的な医療内容は除いて、がんに伴う様々な場面におけます悩みや不安などに対応しているところでございます。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 御答弁をいただいて、病院ではなかなか御相談できないようなところをフォローをいただいているというふうに伺いました。

7年ほど前に設置をされたというふうに記憶をしておるんですけども、ただ、実は私の友人で、お連れ合いががんで再発をされて、大変厳しい状況になったといったときに相談を受けました、どこか相談できるところはないやろうかと。私はすぐさまがん相談支援センターを紹介したわけでありまして、その相談の中身、多分私に対しても打ち明けにくい内容だったんでしょう。私は詳細まで聞いていません。だけど、彼がいわくは、がん相談支援センターで教えてくれることというのは、自分たちでもインターネット

で調べられることだった、知り得ることだった、もっと突っ込んだ話とか、親身になっていただけるようなものかなと思っていたというのがその彼の感想でした。なかなか、それは第三者がそういうところまで行くというのは難しいかもしれない。しかしながら、そういう必要性があるんだという認識は三重県として御認識をいただいて、行政の役割として、県が設置する必要はないかもしれませんが、それは必要だよねということは常に頭の中に置いていただいてがん対策に取り組んでいただきたいなと、そんなふうに思っているところであります。

就労支援についても同様でありまして、ある生命保険系の会社とがん患者の団体、NPO法人が共同でアンケート調査をされた結果がありまして、平均年収の変化です。がんと診断される前は約395万円です。平均年収395万円ですから、もしかしたらどうなのかなというところがありますが、ただ、診断後、167万円。395万円、約400万円に近い人が167万円まで診断後に減っています、収入が。解雇を申し渡された方の中には、数%ですけどありますし、自分から、自らが意願退職したというのは3割、合わせて34%の方ががんと診断をされて仕事を失っている。自営の方では、調査では13%が廃業にされたそうです、この調査ではね。そんなことからすると、やはりそういう就労支援、生存率が伸びているからこそ、生活を支えるための糧である収入の確保、就労の支援についても、より積極的にするべきではないかなというふうに思っています。

それから、もう1点ございますので、次の項目に移らせていただきます。緩和ケア、緩和医療についてであります。

がん治療と緩和ケアの関係ということで、（パネルを示す）国立がん研究センターのがん対策情報センターのホームページからいただいた資料です。

がんの経過が左から右へ進行していきます。Aがこれまでの考え方です。がんに対する治療を、診断されて以降ずっと進めていただいて、右側のほうに来ると緩和ケアというふうに、Aのほうは緑になっています。これがぶつと緩和ケアになっています、切れて。すなわち、根治治療をしよう、頑

張ってがんと闘おう、患者御本人もそうやってやってこられて、残念ながらもうこれ以上無理です、余命としてはこれだけですよという宣告を受けて、じゃ、痛みを取り除いてください、管を外してくださいとかって、そういう緩和ケアが始まると。それがこれまでの考え方でした。

今言われているのは、WHOも早期からの緩和ケアの必要性を言っています。もう既に2002年には言っていますし、その前、1999年ぐらいからたしか言っていたと思うんですけども、診断されてから緩和ケアは始まるんですね、緩和の医療は。このことがなかなか、国民の方、県民の方に伝わっていないのではないかな、そんなふうに思っています。

緩和ケア、緩和医療というのは、決して積極的な治療を諦めることではありません。このことの啓発啓蒙を県としてやっていただくべきではないかと強く思うんですが、現状、お取り組みのことについて教えていただきたいと思えます。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 緩和ケアの取組に関する県の現状についてお答えいたします。

御指摘のとおり緩和ケアは、がんと診断されたときから実施することにより、その患者のQOLの向上や治療成績に結びつくことから、本県としても極めて重要と考えており、推進を図ることとしてございます。

具体的には、麻薬の使用を含めまして、医療従事者の理解や実践能力を高めるため、県内のがん診療連携拠点病院、三重大学医学部附属病院をはじめとする、そういった病院等におきまして緩和ケアの研修を実施しておりまして、8月末現在で961名の医師が研修を修了しております。

また、患者や県民の方々にも、緩和ケアというものが、終末期とかターミナルケアということだけでなく、積極的な治療にもなるという御理解をいただく必要があることから、県内医療機関ネットワークのシンポジウム等を通じまして情報提供を行ってきたところでございます。

そして、実際、県内の緩和ケアの体制でございますが、現在、がん診療連

携拠点病院が5カ所、そして、三重県がん診療連携推進病院が10カ所という中で、緩和ケア外来を設置しているものはこのうち13カ所、そして、緩和ケアチームは15カ所全てに設置されているところでございます。

現状については以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。しっかりとした認識のもと取り組んでいただいて、まずは医療従事者に対する研修、実は私も先般、藤田学園の七栗サナトリウムの緩和ケアセミナー、私の母校でありますので、実は総合文化センターの多目的ホールで開催されていますので行ってまいりました。知事も6月27日の会には御出席をいただいて基調講演をされたというふうに伺ってしまして、非常に高い認識をしていただいているということをお願いしながらこの質問を実は考えているところでもありますけれども、その中で伺いしたのは、やはり患者やその御家族からすると、もう少し早く緩和ケアを受けたかったという報告をされている看護師の方がみえました。要するに、医療従事者の方自体が、緩和ケア、緩和医療というものを、終末期にとどまらないんだ、そういう認識のもと患者に接していただく、御家族の相談に御対応いただくということがやはり必要なのではないかなというふうに思っています。

そんな中で、国もこの緩和ケアについては非常に認識を高めておられるようで、厚生労働省がこの8月に出された、今年の、（資料を示す）緩和ケア推進検討会の第2次中間取りまとめ、この中でも触れておられますけど、緩和ケアセンターの設置ということが触れられています。まだこれは中間取りまとめという段階なので、今後どういうふうにこの施策が展開されるのかということは見守りたいとは思いますが、この中では、都道府県拠点を対象として取組を開始していくと、将来的には全てのがん診療を行う施設への普及を図るといふふうにあります。ぜひとも、国がこういう考え方で恐らく進んでくるでしょう、県として国に先んじてこれを準備していただく。もう既にやっけていただいているとは思いますが、この間お示しをいただいて

います、みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）中間案の中でもこのような感じのものは触れていただいておりますけれども、ぜひともここは力強く取り組んでいただきたいなど、そんなふうに思っています。

また別の調査というか、（資料を示す）「がんの社会学」に関する合同研究班、「がんと向き合った7,885人の声」という、こういう報告書がございます。これを取りまとめられた合同研究班、主任研究者は山口静岡県がんセンター総長で、三重県出身、たしか紀北町の御出身の方です。静岡県で大変御活躍をいただいていますし、厚生労働省なんかにもいつも呼ばれて行っておられるし、大変御活躍の方でありますけれども、この7885人の方の声をもとに見させていただきますと、やはり患者自らが何とか自分でしょうと努力はされておられるということがこれを見るとよくわかります。家族に頼るでもなく周りに頼るでもない、自分で何とか努力してがんを克服しようという、正面から向き合っておられる姿勢というのがわかりました。

がんの方と、既に体験をされた方との意見を交換することで、体験談を聞くことで心の準備ができるということもこの中で聞きました。正しい情報をやはり知ることが大事だというふうにもおっしゃっています。治ったのにもかかわらず、再発でありますとか転移とかの恐怖、不安、これを持ち続ける、このことで、後の人生、積極的に生きていなかったという部分もあるというふうにわかりました。がんの体験をされた方というのは、後何年たっても不安を抱え続けている、このことが家族には伝わっていないということもわかりました。家族の方へのメッセージに、年数がたっても心の中に不安を抱えていることを家族は理解するべきであるというふうに言われています。

こういう様々なことが言われている中で、患者さんは自分で努力しようと思って頑張っていただいていますし、ただ、家族の方との間というのもやはりあるんだなというふうに感じました。

そういう意味でも、先ほどの小項目の1項目めに戻る話になってしまいますが、がん相談の支援をしていただくときに、患者さんはもとより御家族の方、この御家族の方の思いにしっかりと向き合うということをぜひ県行政と

してやっていただきたいなど、そんなふう思うところであります。

せっかくの機会でありますので、七栗緩和ケアセミナーで基調講演をいただいた知事の思いをいただければと思います。

○知事（鈴木英敬） まず、国に先んじて緩和ケアをというふうにおっしゃっていただきました。まさに平成26年度からスタートしたがん対策条例の中に、第16条に緩和ケアの推進と、これは、他県のがん対策推進条例に余り、まだ数少ないですけれども入れさせていただきましたし、まさに患者御自身、また家族への相談、きめ細かさということも議員がおっしゃっていただいて、私もそのとおりだと思うんですが、それについても第18条で述べさせていただいた。あと、就労のことも第19条で述べさせていただいているという形で、条例上は国のやつも先んじて書かせていただいていますので、それを、特に今回のみえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）以降、ちゃんと施策で具体的にしっかりと取り組んでいきたいと思います。

加えて、家族のところなんですけど、ずっと不安を抱え続けるということについて、まさに議員がおっしゃったとおりだなと思うのは、私の父が肺がんで手術をし、そして、元気になったなと思っていたら、今度は胃がんの手術をすることになりました。この前手術をして無事に終わっているんですけれども、胃がんがわかったときの、あの不安な、精神的な動揺というんですかね、ふだん気丈に、僕の父親ですからこんなキャラに近いキャラなんですけれども、偉そうにしているわけなんですけど、非常に動揺した父親の姿を見て、やっぱり本当に心の中に抱える不安というのは大きいんだなというふうに私自身も身をもって感じていますから、そういうのを和らげていく、早期からみんなで一緒に寄り添っていく、そういうような体制の意味でのこういう緩和ケアの推進や、先ほど議員のおっしゃっていただいたようながん対策への取組、これからもしっかりと取り組んでいきたいと思います。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。決して偉そうには見えない知事から答弁いただきましたが、私の父も、実は私が、現在2期目でございます

けど、1期目の選挙の直前に腎がんで片腎を摘出いたしました。そういえばそうだったなって、この間選挙が終わってからふと思い出しまして、そうやって考えると、先ほどの山口先生がおまとめになられた報告書の中の、家族は知るべきだと。大丈夫かとたまに声はかけるんですけども、まあまあ大丈夫そうには言うんですが、気丈に振る舞っておりますが、やはり表情の端っこのほうで不安そうな表情。やはりこのことは、私自身も身につまされましたし、私自身も、だから自分が今まで生きてきた人生を、得てきたものをきちっと後世につなげていくためにも、今の命を大切に、県民の方全ての命を大切にしていこうことに取り組んでまいりたいと、そういうふうにも再度強く思ったところであります。

以上、決意を申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（中森博文） 29番 北川裕之議員。

〔29番 北川裕之議員登壇・拍手〕

○29番（北川裕之） 皆さん、こんにちは。

名張市選出、新政みえ所属の北川裕之でございます。

一般質問も最後の質問となりました。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先日は中秋の名月がございました。そして、また、スーパームーンという言葉も聞きました。東の空には、もう夜遅くはオリオン座が輝いてまいりました。秋も本当に深まってきたなというふうに感じさせていただいております。秋もそういう意味からも、今日は実りの多い質問にさせていただけたらなというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

一般質問、前半は随分伊勢志摩サミット関連の質問が多うございました。県民の課題がたくさん山積している中でサミット一色というのはいかがなものかという思いもあるわけですが、千載一遇のチャンスでもございますので、初めに少し地元の要望もさせていただきたいと、昨日とは変わりました。

8月に、地元名張市、それから、お隣の伊賀市、両市長が知事のところをお訪ねさせていただいて、伊勢志摩サミットへの提案ということでいろいろさせていただきました。

配偶者プログラムなり、あるいはプレスツアーコースなり、いろんな提案をさせていただいています。プレスツアーなんか、ぜひ地元の赤目四十八滝、来ていただきたいと思いますし、今日もこれ、AKB48ならぬAKM48と、赤目四十八滝のバッジをつけさせていただいておりますけれども、それ以外にも米の食味ランキング4年連続特Aをとらせていただいている伊賀米もありますし、知事と一緒に行かせていただいているシアトルに売りに行っております伊賀牛、あります。それから、なかなかもう手に入らない銘柄もある伊賀のお酒、こういうのをやっぱりサミットで食していただくことによって、国際的な本当に難しい問題もすんなりと解決をしていくのではないか、そんな思いも込めながら、ぜひ活用いただきたいというふうに思っております。

なかなか伊賀に県政なしという言葉をよく言われまして、最近では遷宮がありましたけれども、伊賀に遷宮効果なしというふうに言われておりまして、今度はサミットということで、このまま伊賀にサミット効果なしとなりますと、前で議長席に座っていただいている中森副議長も私も地元の議員としては大変立場がなくなりますので、ぜひとも御活用いただきますようによろしくをお願いをしたいというふうに思います。

それでは、通告に従って質問を始めさせていただきたいというふうに思います。

まず最初は、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）の考え方についてということでございます。

みえ県民力ビジョン、これ自体は、10年先を見据えた県の長期的な戦略計画ということで、知事就任以降につくられました。平成24年度にスタートをしています。そして、平成33年度がゴールの年という枠になるわけですが、その具体的な取組を進めるための中期的な戦略計画が行動計画であって、既に第一次行動計画が今年度で終了するというタイミングになって

いまして、第二次行動計画（仮称）中間案が、今、示されているというところでございます。

細かく説明させていただいたらいいんですが、もう時間が今日は余りありませんので細かくは説明をいたしません。テレビで見ていただいている方はなかなかわかりにくいかも知れませんが、余裕のある方はホームページで、みえ県民力ビジョン、これのページを開いていただきますといろいろ詳しく載っていますし、あわせて意見募集も、県のほうで今、10月16日までやっていただいているようですから、私の話を聞いていただきながらお考えをいただければというふうに思います。

この第二次行動計画（仮称）中間案、実は昨日、平成28年度の経営方針（案）と予算調製方針が発表されました。私の通告はそれ以前のものでですから、少しかみ合わない部分もあります。少し感想的なものを先に申し上げておきたいというふうに思います。

当初予算調整方針で、財源が非常に厳しい、百数十億円足りない中で政策・投資的な経費は70%のシーリングで持っていくという話もありました。

今回の第二次行動計画（仮称）中間案は、その中身と、それから、さきに最終案が提示をされています、まち・ひと・しごと、いわゆる地方創生の戦略計画、これとリンクをしているという形ですから、その中の指標、数値目標も、どちらが先にできていたのかちょっと私もわからないですけれども、リンクをする形になっています。

そして、今回はなかなかうまくできていて、タイミングよく第二次行動計画のエンドと、そして戦略計画のエンドが一緒、そうじゃない地域は大変、市町は苦勞いただいていると思うんですけども、そういう面ではゴールが一緒ですので合わせやすかったのかなというところはありますが、逆に、そういう意味で、当然ダブっている部分の事業は新型交付金を期待されている部分でもあろうかと思うんですね。それ以外の事業はなかなか、これ、目の見るのかなという心配をしています。

一番心配しているのは、感想ですけども、地方創生以外の事業も社会情

勢の変化に対応するというところで上げてはいただいています、そんな中でも例えば医療であれば基金が使える、いわゆる財源手当がつくものについてはいいけれども、そうじゃないものはなかなか実現ができないんじゃないか。逆に言うと、行動計画という、県民の課題解決のために進めようとしているものすら財源ベースで考えられてしまっていないか、そんな心配を感想として持っています。

質問としては、以下、三つ質問させていただくんですが、そういう意味では、県民の課題をどう見ていくかという中で、直接はリンクしないということもありますけれども、幸福実感日本一を目指すということで始められたみえ県民力ビジョン、その中で16の幸福実感指標も設定をいただいています。この推移を把握して行動計画全体としての進行管理にも努めることと、こういうふうにもみえ県民力ビジョンには書かれています。今回の第二次行動計画策定に当たって、この幸福実感指標の推移をどのように分析されて第二次行動計画（仮称）中間案に反映をされているのか、このことについての考え方を一つお聞きしたいというふうに思います。

それから、二つ目には、これは全員協議会の中で私どもの三谷代表が質問をされましたけれども、従来あった選択・集中プログラム等の枠組みがなくなりました。もう総花的に全部の事業が書かれてあるという行動計画になっています。毎年の経営方針の中で重点取組については上げていくとは言われますが、やっぱり中長期的に、しかも部局横断的に取り組む、財源手当とは別に、やっぱりこれは県民の課題としてやらなきゃならないですよというものはきちんとプログラムとして私は立ち上げるべきだというふうに思っています。その考え方について、なぜ今回そういう設定をなくされたのか、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それから、最後に、三つ目ですけれども、第二次行動計画、この見直し案、第一次から第二次への見直し案ということで（資料を示す）表もいただきました。この中で、三つの柱は変わっていないんですが、政策は16本から15本に変わりました。みえ県民力ビジョン・行動計画は議決をさせていただいて

あります。そういう面からも、この変更についてはやっぱり十分議論をさせていただかなきゃならないというふうに思っています。

今回、やっぱり知事の思いもあって、例えば、後に議論をさせてもらいますが、学力に関しては随分充実をしていただいてあったりだとか、あるいは産業面でも中小企業、小規模企業の振興なんていうのを新しく項目を上げていただいて、真っ先に上げていただいてあるというところは評価をさせていただくところです。

ただ、二つ、どうしても納得のいかないのがあります。

一つは、「創る」のところで、男女共同参画の社会づくりというのがなくなってしまいました。その後の指標だとか基本事業というのは受け継がれている部分もあるんですが、第二次行動計画（仮称）中間案で上げていただいているのは、地域の活力を高める女性活躍の推進と、こうあります。これは、やっぱり男女共同参画の理念と、私は、少しどころじゃないな、随分違うものだというふうに思います。

この政策にある男女共同参画の理念というのはやっぱり大事にさせていただかないと、女性の活躍をある意味阻んでいるのは男性の意識であって、その男性の意識をいかに変えていくかというのが非常に重要だということは知事も理解をいただいているところだと思いますし、そういう意味では、イクボスやイクメン、本当に熱心に取り組んでいただいているところは評価をさせていただくんですけども、ここの部分はやはり、女性の活躍が地域の活力を高めるためにあるのではないので。表題だけを捉えて言っているのではありません。中の目指すべき姿の下の視点のところも、地域の活性化が必要だと、そのために女性の活躍をというふうに書かれてあります。これはやっぱり本末転倒というか筋の違う話なので、ぜひ再考いただきたい。

それから、もう一つ、子どもの育ちと子育てというところについても、子どもの育ちという部分がなくなって、全部少子化対策になってしまいました。財源手当も含めて地方創生の交付金でやっていく、こういう観点、あるいは少子化対策、人口減少社会にいかに対応していくかというのは、これは非常

に大事なことですけれども、でも、一方で、子どもの育ちというのはやはり、子育て、親と子との関係の話ではなくて、やっぱり社会全体で子どもの育ちを支えていく、こういう思想、それは三重県の子ども条例にもあらわされているものだと思いますので、この理念や概念を飛ばしてこの中間案をつくられているのは非常に納得のいかない部分であります。

このところについて、ぜひ再考いただきたい、その所見をお伺いさせていただきますと思います。

一つ目は幸福実感指標の反映について、それから、二つ目が従来のような選択・集中プログラムの必要性について、そして、三つ目に、子育てや男女共同参画、こうした理念がなぜなくなったのか、このあたりの説明をいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 3点御質問いただいたうちの1点目、幸福実感指標の推移を踏まえて、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）ではどのように取り組むのかについて、私のほうから答弁させていただきます。

みえ県民意識調査における幸福実感指標の推移について、第4回と第1回の調査結果を比較すると、実感している層の割合が最も大きく増加したのは、「国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」であり、次いで、「災害等の危機への備えが進んでいる」、「道路や公共交通機関等が整っている」、「県内の産業活動が活発である」、そして、「働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている」の順となっています。

これらは、4年前の就任直後から特に力を注いできた、観光振興や防災対策、インフラ整備、雇用・経済対策に関する指標であり、県が政策を推進することでその成果が県民の皆さんのもとに一定届いたものと考えていますが、引き続き改善する必要がある、幸福実感指標の推移を注視しながら、さらに実感している層の割合が高まるよう取り組んでいきます。

一方、幸福実感指標の推移において改善が余り進まなかった教育、福祉、スポーツなどの分野については道半ばの取組であると認識しており、危機感

を持って取り組んでいきます。

まさに伸びているねというのもあれば、伸びているんだけどそもそもの絶対値が低いよねというようなものもありますし、伸びが緩いよねというようなものもあります。それは先ほど例示したのも含めてですので、例えばそういう教育であるとか医療とかスポーツについては今回、重点取組に反映するというような形で、幸福実感指標の推移を見ながらやっているというようなことをございます。

第二次行動計画におきましては、これまでも説明させていただきました、経済的な豊かさ、社会のシステムやつながりの豊かさ、精神的な豊かさの三つの豊かさ全てを高め、新しい豊かさを享受できる三重づくりを進めていくこととしています。

そのためには、新しい豊かさの五つの視点、具体的には、社会全体の安全・安心のシステムの充実、価値観の多様化への対応、自己実現の後押し、社会関係資本の充実、再生、地域の魅力の向上に基づき施策を構築していく必要があります。そして、施策を推進していく中で、県民の皆さんと協創の取組を一層進めることで県民の皆さんの幸福実感がさらに高まるよう、しっかりと成果を出していきたいと考えています。

〔竹内 望戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（竹内 望） みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）の重点取組について、継続的な設定というのも要るんじゃないかというふうな点についてまずお答えをさせていただきます。

みえ県民力ビジョンの第一次の行動計画では、選択・集中プログラムにしまして、防災・減災対策などの喫緊の課題の解決に資するとともに、高等教育機関と地域との連携による学生と地域活動をつなぐ取組、あるいは南部地域活性化プログラムでの市町の連携など、協創の新たな仕組みづくりが進むといった成果がございました。

一方で、4年間という計画期間を通じた固定されたプログラムということで、社会経済情勢の変化等に的確に対応する、あるいは行政経営資源の配分

を柔軟に行うといった点から難しいという課題もございました。極めて厳しい財政状況の中で4年間固定的なプログラムを継続的に重点化するというのは、財政状況を含めて非常に困難な状況にあるのかなというふうに思っております。

このため、第二次行動計画におきましては、様々な情勢の変化に対応して、限られた予算、人材を効果的、効率的に重点配分することで、機会を逃さずに最大限の効果が得られるように、これまでの重点化の仕組みを見直して、毎年度の経営方針の中で重点取組を定めるというふうにしたところです。

毎年度の重点取組では、三重の未来を決めるものということで危機感を持って取り組むべき重要課題であります人口減少への対応、これに加えて、その他の社会経済情勢の変化等に伴う課題のうち、県として特に喫緊の対応が求められる、そういった様々な重要課題にも的確に対応していきたいというふうに思っております。

また、重点取組自体は毎年度の経営方針の中で設定することに変更したわけなんですけれども、課題によっては継続的にこれを重点化して対応するというのも結果的にはあり得るのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、第二次行動計画のもとで県民の皆さんに成果を届けるべく、厳しい財政状況の中であつても限られた行政経営資源を最大限に生かして政策を推進していきたいというふうに思っております。

それから、2点目ですけれども、政策体系の見直しについて御質問をいただきました。

第二次行動計画（仮称）中間案の策定に当たりまして、第一次行動計画策定後の社会経済情勢の変化、あるいは成果の確認と検証、あるいは第二次行動計画に取り組むに当たっての県の姿勢、方向性、こういったことを踏まえて、政策体系について必要な見直しを行ったところです。これについては、戦略企画部を中心に、各部局と一体となって見直しを行ってきております。

まず、男女共同参画についてなんですけれども、今回の見直しに当たりまして、女性の方々の社会に参画したいという希望に関して、まだまだ環境が

整っていないと、そういう課題認識に立って施策を進めていく必要があるだろうというふうに考えたところでございます。

みえ県民意識調査でも、子どもを持って働きたいと考える女性、あるいは収入にかかわらず働きたいと思う専業主婦の方が多い、こういったことがわかってきております。

また、一方で、今年8月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されるなど、国を挙げて女性の活躍を後押ししていこうと、こういう機運が高まっており、県としてもこういった法の趣旨を踏まえて取組を推進していくというふうにしております。

こうしたことを踏まえまして、第二次行動計画においては、男女共同参画の理念を大切にしながら、これまでの取組をさらに前に進めるために、女性の活躍という言葉キーワードとして施策を展開していきたいというふうに考えております。

職業生活も含めまして、社会の様々な場面で女性の活躍を推進するという事は、女性の生きがいや自己実現につながって幸福感の向上につながるだけでなく、地域の活力の高まりにも寄与するというふうに考えております。

施策名からは男女共同参画という名前は消えたんですけども、県民の皆さん一人ひとりが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会、これを目指すということには変わりはなく、引き続き男女共同参画の取組を推進してまいります。

次に、少子化対策についてなんですけれども、少子化問題が社会問題として大きくクローズアップされる中で県政の重点課題として取り組んでいるところでございまして、平成27年3月に策定いたしました「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づきまして、結婚、妊娠、子育てなどの希望がかなわない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重を目指して取り組んでいるところでございます。

第二次行動計画（仮称）中間案におけます少子化対策の中でも、結婚することや子どもを持つことなど、県民の皆さんの希望がかなうという側面、そ

れと、子どもが豊かに育つという政策の側面、二つの面があるのかなというふうに思っております。子どもの育ちについても、施策231、少子化対策を進めるための環境づくりの中で、社会の宝、私たちの未来である子どもの育ちや子育て家庭を地域社会全体で支えていくという取組を進めていくこととしております。

第二次行動計画（仮称）中間案におきましては、希望がかなう少子化対策にしっかり取り組んでいくと、こういう県の取組方向を踏まえて、政策、施策の名称を含めて体系を見直したところでございます。子どもの育ちに対する認識は変わっておらず、その重要性を深く認識し、地域社会の見守りの中で子どもたちが元気に育つよう、しっかりと取り組んでまいります。

今後、第二次行動計画（仮称）中間案につきましては、議会での御議論を踏まえて、最終案に向けて引き続き検討をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔29番 北川裕之議員登壇〕

○29番（北川裕之） 答弁いただきました。二つ目、三つ目も知事にお答えをいただきましたかったですね。

一つ目の県民指標、やっぱり教育、あるいは医療、スポーツ、挙げていただいていますけれども、それ以外にもやっぱり、例えば環境だとか文化振興だとか、そういった面でもかなり低位、もともとの数字が低いものがありますよね。こういうのが置いてけぼりを食うのはやっぱりいかなものかと思えますし、財源の裏づけは大事ですけれども、しかし、県民の課題としてあれば、それはやっぱり果敢にチャレンジをしていっていただくというのも、ビジョンとしてはやっぱり私はあるべきではないかなというふうに申し上げておきたいと思えます。

それから、二つ目のプログラムの件についても、毎年の経営方針の中で継続されるものもあるというふうなお話でしたが、これはちょっと、二、三年、様子を見させていただきませんか。やっぱり1番目の話と同じですけれど

も、これはやらなきゃならないという思いの部分はやはり継続的なものとして、県の意思としてやっぱり私は上げていくべきだというふうに思わせてもらっています。

三つ目、男女共同参画の話と子育ての話、いろいろ聞きましたけれども、全く、いろいろ長々と聞かせていただきましたがだめですよ。申しわけないですけど、女性の社会参画、この中に男性の視点というのがやっぱりないとだめなので、そういうものが意識として、この理念としてやっぱり政策の中に入っていないと、言葉として、幾らいいことをおっしゃっていただいても、そこは理念と違うな。子育ての話も一緒です。いろいろ言っていただきましたけれども、でも、それが少子化の枠の中にあるということは、やはりそれは違うものだというふうに思っています。あとは常任委員会の議論に委ねたいと思います。

時間がどんどんなくなってきましたので、1点だけ要望です、知事に。

新型交付金、2分の1地方自治体の負担、これは本当に厳しいですよ。財力があるところもあればそうじゃないところもあります。これによってもくろんでいたものができないという市町もやっぱりたくさん出てくるんじゃないかなと私は心配をしています。改めて、全国知事会のほうでも要望いただいているようですけども、この部分はやっぱり国のほうで、これだけ地方創生ということで旗上げてやっていただいたものですから、潤沢な資金は、本当は交付税が願わしいですけども、やっぱり国として責任を持って財源確保をしていただくということを改めてお願いさせていただきたいと思います。

次で、三重県の関西戦略に行きます。時間が余りありませんから全てをはしょって、私の思いだけを簡潔に申し上げていきたいというふうに思います。

関西広域連合、以前からも随分お話をさせていただいてまいりました。今回、お隣の奈良県、選挙絡みということも失礼ながらありましたが、荒井知事は、観光・文化振興、そして防災について部分参加をされることを表明されて、今、その準備が進んでいるところであります。ぜひ三重県ももう一度

これを検討いただいたらどうかというお願いです。

特に観光、今日もちょっとお持ちをしましたが、（パネルを示す）余り聞きなれない、私はよく言いますが、東大和・西三重エリア、この枠組みで実は今、地元はいろんな観光事業に取組をさせていただいています。色が若干違うのは、もともと津市は美杉村、それから伊賀市は青山町の時代にこの枠組みでスタートしたものですから。ただ、今は伊賀市も津市も入っていただいている。こういう枠組みでいろんなことをやらせていただいている中では、やっぱり広域の連携って非常に大事だと思うんですね。

残念ながら、いつも申し上げますが、例えば中部の枠組みですと、昇龍道プラン、ありますけれども、観光プラン、地元は入ってまいりません。外れるんですよ、この龍の姿から。龍に乗れない。

今、関西広域連合では、世界遺産を回るルートをいろいろ考えていただいている。これ、当然、熊野古道、紀伊山地霊場も入ってくるわけですよ。奈良県のいろんな文化財も見るとようなコースを組んでいただいている。広域に観光ルートをつくって大々的にやろうと。奈良県が入っていただいたので、これ幸いで、福井県や徳島県のほうも含めて広域的に観光ルートを組んでいこうとやっているわけですね。

私らの伊賀地域にとっては、そういう枠組みに乗ってやはり活性化を図りたいという思いがあるものですから、今まで奈良県、荒井知事がよく言われていたのは、やっぱり関西広域という、権限移譲も含めてこの枠組みに入ってしまうことに対してのアレルギーが随分強かったと思うんですね。三重県もやっぱり中部の枠組みも大事ですから、そういう大きな枠組みに入る入らないというデリケートな問題があったと思うんですが、今回の奈良県のスタンスというのは、いや、そういう受け皿に入るといふんじゃなくて、もう関西広域連合が随分広域連携的な形のものになってきたと、そういう部分であれば入っていいんじゃないかというふうに表明されていますよね。

そういう面では、三重県も私、同じスタンスでいいんじゃないかと思うんですね。広域連携の一つとして関西広域連合に入って観光や防災を一緒に情

報交換してやっていくというのはぜひ一度検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

時間がありませんので二つ目も一緒にいきます。

その流れで、関西事務所と関西圏営業戦略、これも一般質問でさせていただいて、知事にも大阪事務所から関西事務所に格上げしてさせていただいて、部長クラスも行っていただいて、活動範囲も広げていただいて非常に喜んでいきます。ただ、地元へ戻ると何か変わったかと言われてしまう寂しいところもありまして、いろいろやっていただいていると思うんですけど評価されない、見えないんですね。

ちょっとどんな事業をやっていただいたかというのはもうかいつまんだ説明でいいので、私から望むのは、ぜひ関西事務所の活動を活発にさせていただくために、営業戦略を、今、みえ産業振興戦略がありますけれども、これも見直しの対象にそろそろなってくると思うんですけども、1年半しかたっていない関西圏営業戦略ですが、これ、目標数値も検証のシステムも何もありません。せっかくやるんだったらやっぱりPDCAを回していただくような戦略にさせていただきたいし、そのほうが関西事務所のスタッフの皆さん方もやっぱりやりがいがあると思うんですね。そういう意味も含めてぜひ早急な見直しをしていただきたい。

この2点をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 関西広域連合の部分参加への検討についてであります。

平成22年12月に関西広域連合が設立された際、本県においても参加について検討いたしました。観光プロモーションなどはこれまでの広域連携の取組で対応できる一方、参加する場合には多額の経費が見込まれることなどから、構成団体になることは見送ってまいりました。

関西広域連合の設立後、本県では、関西圏の府県とは近畿ブロック知事会や紀伊半島知事会を通じて広域的な課題等に対応するとともに、関西地域振興財団を通じて、国際観光や文化振興、情報発信などに共同で取り組んでき

ています。

今回、奈良県の部分参加の動きを踏まえまして、改めて参加について検討いたしました。参加した、例えば鳥取県とか徳島県とかも含めて、聞き取り調査などもしっかりした上で検討させていただきましたが、現状において、関西圏との広域連携は既存の知事会等の枠組みの中で十分に図られてきていること、部分参加であっても、関西広域連合に参加した場合、財政及び人的負担が非常に大きいこと、本県は、中部、関西の結節点に位置しており、両圏域とバランスをとり広域連携を図ってきていることなどから総合的に判断し、これまでと同様、関西広域連合へは参加しないことといたしました。

なお、今後、大きな状況の変化などがあった場合は、改めて検討していきます。

いずれにしても、関西圏の府県とは今後も引き続き、近畿ブロック知事会や紀伊半島知事会、関西地域振興財団などを通じて連携し、府県を超える広域的な課題にしっかり取り組んでまいります。

先ほどの東大和・西三重エリアのやつは三重テラスでもイベントをやっていただいて、大変うまくいっている取組だと思いますので、そこについてもしっかりコミットしたいと思いますし、奈良県、和歌山県ともしっかりやっていきたいと思います。

我々、結構、そういう関西広域連合のような組織じゃなくて、観光でうまくやっているのは、愛知県と静岡県と長野県の三遠南信のところは、結構あそこで組んで観光のPRとかをよくやっているの、そういうのも参考にしながら、実の上がるような、伊賀地域への誘客とかにも進むような、そういうような広域連携をしっかりやっていきたいと思います。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 関西事務所の取組等について、私のほうから答弁させていただきます。

関西事務所の具体的な取組でございますが、市町と連携したマスコミキャラバンとかプレスツアー、それから、SNS等を通じた三重の魅力発信、旬

の情報を発信する情報誌の発送、県人会や同窓会等を通じた情報発信、それから、関係市町等と連携した、忍者とか女子旅というテーマとか対象を明確にした観光展でのPR、それから、三重県にゆかりのある飲食店等に県食材を使っただけのためのマッチング、さらには、大阪商工会議所の会員に加えまして、京都とか神戸の商工会議所の会員に関西事務所がなるというようなことを通じてネットワークの強化を図っております。それから、本年の7月には近鉄の上本町駅等で、名張市観光キャンペーンで名張市の観光物産をPRなどしてございます。

これからも、単体で観光地とか食材などをPRするだけではなくて、その背景にある地域の文化や歴史、それらにかかわる人を含めた三重県の魅力というのを総合的に発信していきたいというふうに考えております。

それから、関西営業戦略の件についてでございます。

現在のみえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）中間案におきまして、今回、関西圏営業戦略の展開ということで、新たに一つの基本事業として位置づけを考えております。そこで県の活動指標を設定することとしておりまして、その活動指標の中身としては、多様なネットワークの充実や強化が図られ、企業、団体等と連携して情報発信や取組をすることができた件数ということで明らかにして、事業の効果を数値としてあらわすこととしております。

こうしたことから、三重県営業本部推進チーム会議などを通じて、これまでも営業活動の進行管理をしてきたわけですが、今後は取組の成果が県民の皆様によりわかりやすくなるように、成果レポート等によって数値目標の実績を掲げ、成果の検証と改善に向けた取組を進めていくこととします。

以上でございます。

〔29番 北川裕之議員登壇〕

○29番（北川裕之） 答弁いただきました。

関西広域連合、一生懸命言いましたけれども、すぐにとすることは私も、

少しやっぱり奈良県の取組成果というのを見ていく必要があると思っています。たしか2500万円程度の負担額で、議員もたしか2人出すというような形だと思うんですけども、ただ、そういう声がやっぱり出てきてしまうというのは、伊賀地域から、やっぱり伊賀地域が中部という枠組みではなかなか生かされないロケーションにあるものですから、まだまだ県のそういう意味でいろんなサポートが必要だと、こういうことだというふうに思います。

先ほどの東大和・西三重エリア、これもこれから活発化していくことになってまいりますので、ぜひ県としても全面的にバックアップをいただきたいというふうに思います。

それから、関西事務所、三重テラスと奈良まほろば館のコラボ、あれは本当に評価が高いです。ぜひ続けていただきたいと思います。関西事務所はやっぱりPDCAを回すような仕組みづくりをぜひ考えてください。お願いしたいと思います。あわせて、第二次行動計画（仮称）中間案の一つ上げていただいたのはありがたいです。もともと知事の政策集にも関西圏営業戦略を書き添えていただいておりますから、これもぜひバージョンアップをさせていただきたいと思いますし、それから、一つお願いは、移住相談、これも関西事務所、いろいろかかわっていただいているんですね、雇用経済部ですが。こんなところもやっぱりぜひ評価をできるように、きちんと関西事務所の役目として、部局は変わりますが担っていただく形がいいのではないかな、これもお願いをさせていただきたいというふうに思います。

三つ目に行かせていただきます。地域医療の関係でございますけれども、申しわけございません、全部まとめて聞かせていただきます。簡潔にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

一つ目は、今井議員も質問されていましたが、地域医療介護総合確保基金、これ、第1次の内示は減額をされました。第2次の内示で残りは出てくるんだというふうには言われていますけれども、ちょっと心配しております。満額出てくるのかどうか、そして、予定していたいろんな事業主体があると思うんですけども、そういうところは影響がないのかどうか、お

尋ねをしたいです。

二つ目、伊賀地域の医療体制の確保ということで、一つは医療介護総合確保推進法に基づいて、今、地域医療構想を、ビジョンをつくっていくということで、地域調整会議が始まっています。伊賀地域については何だかんだ言っても、今、二次の救急を担っています三つの病院、このあり方に尽きるというふうに、これは誰が考えてもそうだと思うんですね。この三つの病院の機能分担と、最終的には統合という議論が、以前から両市の間で、そして民間病院も入って行われてまいりました。このことは、この後、県としてどういう方向性に持っていこうとしているのか、あるいは、どういう場面で議論をされていこうとしているのか、お尋ねをしたいと思います。簡潔にお答えください。

それから、三つ目、名張市立病院もおかげさまで、過去、開院以来最高の質を確保できました。県の皆さん方の努力に感謝を申し上げたいと思いますが、その背景、大きなのは寄附講座ですよ。この寄附講座が今年度で切れてまいります。この対応について、県としてどのように対応していただくのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

それから、四つ目が小児救急医療。名張市立病院は小児科医師の確保、本当に自助努力で、県にも助けていただきましたけれども、頑張っ確保して、24時間365日の救急医療体制をつくりました。ただ、御承知のように、大変採算性の厳しい分野です。今、地域医療介護総合確保基金はこれに支援するものがないんですよ、補助メニュー的に。これ、年間1500人近くの子どもを二次救急で扱っています。そういう意味で、地域のセーフティネットとして非常に重要なシステムなので、ぜひここへの支援を県として考えていただきたい。もう財政が非常に厳しいですから難しいのはわかるんですが、でも、これ、本当に大きなセーフティネットなので、伊賀地域にとっての、これはまさに子育て支援、少子化対策という面で欠かせないものなので、ぜひ支援の方策を考えていただきたい。

それから、五つ目、これは以前も議論がありましたけれども、遷延性意識

障がいの方への支援ということで、遷延性意識障がい、交通事故とか不慮の事故で脳に重大な損傷を受けて意識不明の状態が続いている方、特に今日申し上げたいのは若年の方の遷延性意識障がい。この方の家族がほとんど、面倒というか、一緒に生活をして介護いただいている。ちょうどよく言われませぬ医療と福祉のはざまに当たるところにはまってしまう。レスパイトも含めてなかなか医療的ケアをきちんとやっていただける福祉の施設がないというバックグラウンドがあります。

そういう意味で、県としてぜひ、例えば24時間看護師を配置いただく場合の補助支援だとか、あるいは、まだまだ増えていない介護の職員の方で、たんの吸引とかしていただく、こういう研修を受ける費用だとか、あるいは、その研修に行くために人材が抜けますから、そういうときの穴埋めだとか、そういういろんな補填をぜひ考えていただきたい。

遷延性意識障がい自体は高齢者の方も含めてたくさんいらっしゃるのですが、でも、できればこのはざまにある若い方。人数はもう本当に、10代、20代の方でしたら十数人です、県内でしたら。わずかなところなので、ぜひサポートをしていただけるような仕組みをつくっていただきたい。このことについてお答えをいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 遷延性意識障がいの方の福祉事業所等での受け入れができるよう県の支援ができないかということで御質問いただきましたので、私のほうから答弁させていただきます。

御指摘のように、遷延性意識障がいの方については、平成26年3月に調査を行いました。多くの方は高齢ということで病院や介護保険施設等に入院や入所されているということでございますけれども、約109名の方が医療的ケアを受けるなどしながら在宅で生活されていることが明らかになっております。その方々が地域で安心して生活していくためにはその医療的ケアを提供できる体制づくりが大切だということですが十分でないということでござ

います。

これにつきましては、今年3月に改定いたしましたみえ障がい者共生社会づくりプランにおきまして、医療的ケアを必要とする障がい者の方への地域支援体制の強化の取組を新たに加え、今年度は、県障害者自立支援協議会、ここに当事者や有識者の方を委員といたします医療的ケア課題検討部会、これを設置いたしまして、具体的な対応策を検討することといたしております、これまで3回にわたって議論を進めてきております。

この検討部会では、その在宅支援サービスの拡充でありますとか、人材の育成確保、医療と福祉の連携等を検討しているわけでございますけれども、レスパイトの受け入れにつきましては、医療体制が整った施設での短期入所が効率的であるということとか、通所施設につきましては、医療的ケアのできる人材の確保、派遣等が必要であるとの意見をいただいております。

また、短期入所施設や通所事業所で医療的ケアを行うその人材の育成確保でございますけれども、看護職員に対します喀たん吸引等、研修受講への支援を行うことによりまして、人材の不足を補うことが必要であるという意見もいただいております。

今後ですけれども、引き続きこの検討部会で議論を進めまして、受け入れ体制の整備や必要な人材の確保等につきまして検討していきたいというふうに思っております。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） まず、地域医療介護総合確保基金、第1回内示を受けてでございますけれども、県といたしましては、早速関係者とも個別に協議をしながら、例えば昨年度から継続しているもので今やめると大変影響が大きいというものは先行実施し、一方で、新しく提案されたものでちょっと待てるといったものは差し当たりこの事業の着手を控えていただいているというところで、全体的に影響を最小限に図ることとしてございます。

今後、その保留状態にある事業につきましては、第2回内示があり次第、

必要に応じて事業額を調整の上、速やかに着手していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、この第2回内示、当県分が、第1回内示と合わせた総額が当初の申請額と同じになるかどうかはわかりませんが、県といたしましては、関係団体の声を聞いた上で国に対して要望活動を行うなど、県の実情をお伝えしているところをございまして、本年度の事業執行に支障が生じないよう、必要額の確保に努めてまいります。

続きまして、伊賀地域の医療体制でございます。

3病院のあり方につきましては、議員から御説明いただきましたように、この7月から開催してございます伊賀地域医療構想調整会議におきまして、全体の医療機能分化・連携の議論とあわせて、この3病院のあり方についても検討していきたいと考えておりまして、この中で伊賀地域の将来のあるべき医療提供体制を検討してまいりたいと考えております。

次に、寄附講座でございますけれども、この寄附講座を継続していくことが、単に個別の医療機関の医師確保にとどまらず、地域全体におけます医療機能の分化、連携に資するというのであれば、地域医療介護総合確保基金の活用も想定されることから、県としましてはこの伊賀地域医療構想調整会議におけます議論を十分に踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

最後に、名張市立病院におけます小児救急でございますけれども、同病院につきましては、小児救急医療拠点病院の指定要件は複数の二次医療圏から小児重症救急患者を必ず受け入れることということから、県としては指定は行っておらず、この関係の地域医療介護総合確保基金は対象とはなってございません。

しかしながら、県といたしましては、小児救急医療体制の確保は地域で安心して子どもを育てていく上で重要であると考えております。このため、これまで名張市立病院に対しましては、輪番当番日の休日夜間における小児科医が勤務した際の手当等の必要経費を支援してきたところであり、今後も

この支援については継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔29番 北川裕之議員登壇〕

○29番（北川裕之） たくさん答弁をいただきました。

遷延性意識障がいの方への支援ですけれども、すぐに一気にはいかないと思いますけれども、課題の検討部会も持っていていただいている中で、現実的な答えをぜひ引き出していただきたいというふうに思います。

それから、3病院のあり方ですけれども、地域医療構想調整会議の中で本当にまとめられるのかなというところは正直あります。ただ、これは会議自体が始まったばかりですから、この推移を見守らせていただきたいというふうに思っています。

そして、小児科の救急のサポートですが、これはぜひ、何かしら、夜間の支援はいただくにしても、今、伊賀地域全体を賄っていくような形になってきていますので、ぜひ何らかの支援策を県として考えていただきたい、このようにお願いをさせていただいて、最後の項目に行かせていただきます。

教育の問題、これもみえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）中間案の中身についてです。学びの充実、今回、本当に充実をいただいています。いい意味でも悪い意味でもと申し上げたら悪いかも知れませんが、特に学びの充実の中で、やっぱり一番私が気になったのは、施策221の夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成ですね。これ、本当にいいことを書いていただいているんですよ。目指す姿も、「子どもたちが将来社会に出たとき、自らの夢や希望をかなえられるよう、指導方法及び指導内容の工夫・改善や、学校・家庭・地域が一体となった取組が充実することにより、他者と協働しながら、社会を生き抜いていける、確かな学力と社会への参画力が育まれています。」。

こういう目指す姿があるにもかかわらず、県民指標に上がってくるのが、全国学力・学習状況調査の、いわゆるテストの結果、これが全国平均を上回ったか上回っていないかという、こういうところが県民指標に上げられて

います。この数字って本当に限られた学年の限られた教科の評価でしかない。これが、先ほど知事が掲げてもらった夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成、これに本当につながっていくのかというのは、私は大いに疑問を抱かせていただいています。もっとやっぱり大きな夢につながるようなものを県民指標にさせていただきたいと思いますね。

それは例えば何かといえば、ちょっと違うのかもわかりませんが、その次の施策222に、自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合とありますよね。これは、自尊感情、自己肯定感、これが高いということは、これは本当に、学力、自力でやれる子はいいですけども、とまっている子というのはやっぱり、学習意欲がなかったり、いろんな環境によってそういうふうになっていたりするわけですから、やっぱりそこに自尊感情やら自己肯定感を持ってもらうということからスタートしないと私はだめだというふうに思っていて、そのことがやっぱりやる気になったり学習意欲になったり、それはまさに心のエンジンだと思っんですよね。

そういうところに到達していくようなものを施策221の県民指標に私はやっぱり置くべきだというふうに思います。これを見て、ああ、本当に希望が持てるな、何か未来が開けていく、そこに自分を持っていける、そういうものをこの目標に持って、ぜひ持っていただきたい。まだ施策222のほうに該当するような気がいたします。全国学力・学習状況調査の数値というのは、百歩譲って県の活動指標、このレベルのものだと私は思います。これはぜひ再考いただきたいというふうに思っています。

それから、個別の課題がある学校についての言及もしようと思ったんですが、教育長、申しわけない、省かせてもらいます、時間がないですから。

あわせて、まとめて2番目のほうもさせていただいて、県立名張青峰高等学校、3年前ですか、ここで、本会議場で随分大騒ぎになりまして、知事、教育長にも大変御心配もいただいたわけですが、いよいよ来年4月に開校する運びとなりまして、名前も名張青峰高等学校というふうに決まりました。

今、新しい校章とロゴマークも決まりまして、（パネルを示す）こちらの

ほうが校章ですね。青峰、青いということからこういうのを使っていたいでいます。これ、全て公募で決めていただいたものですね。（パネルを示す）そしてこちらがロゴマーク。ぜひ地域の皆さん方に、まだまだどんな学校になるのか知られていない部分もありまして、そういう意味で、ぜひいい学校にしたいと思っていますので、県の教育委員会としてもぜひ、この名張青峰高等学校、しっかりと準備をいただきたい。その準備状況と、どういった、まだ課題解決が残っているか、そういうところがあればお示しをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）中間案の学びの充実の県民指標についてのお尋ねがありましたので御答弁申し上げます。

本県では平成24年度から、学校、家庭、地域が一体となってみえの学力向上県民運動を進めてまいりました。そのような中、本年度の全国学力・学習状況調査での教科に関する調査結果につきましては、全国平均に及ばなかったものの一定の改善が見られました。

また、学校質問紙におきましても、授業での目当ての提示、振り返る活動など、大きく改善されました。また、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部などがつくられ、地域の皆様が積極的に学校にかかわっていただいている学校は、教科に関する調査でも、特に小学校において成果が見られるところ です。

一方、児童生徒質問紙の調査項目におきましては、全国と比べて家庭での学習時間が短いことや、テレビゲーム、スマートフォンなどの使用時間が長いことなど、生活習慣、学習習慣に依然として課題が残っています。

これらのことから、学力向上のためにはこれまで以上に、学校、家庭、地域など多様な主体が一体となって取り組むことが必要です。また、子どもたちの学力が向上することで、自己肯定感、自尊感情とともにチャレンジする力が高まり、さらには、将来に夢を持ち、胸を張って社会に飛び立つこと

につながることから、施策の方向とも一致するものと考えます。

これらの点から、基本事業として取り組んだことの直接的な事業効果をあらゆる活動指標ではなく、施策全体の成果をあらゆる県民指標として、県民にもわかりやすくするために全国学力・学習状況調査の結果を設定したところでございます。

なお、全国学力・学習状況調査は特定の学年ではあると言われましたが、小学校6年生、中学校3年生という一つ一つの校種の終点のところでの判断でございますので、小学校6年、中学校3年生はその学校の中の総体だと思わせていただいております。

いずれにいたしましても、全国学力・学習状況調査の結果を県民指標として掲げることで、全ての県民が、毎日が未来への分岐点との認識のもと、一丸となって取り組む機運を高めることにつなげていきたいと考えています。県教育委員会といたしましては今後とも、教科に関する調査に加え、児童生徒質問紙及び学校質問紙の調査結果も総合的に把握、分析し、子どもたちの無限の可能性を最大限引き出すよう、県民総参加で取り組んでまいります。

続きまして、2点目の県立名張青峰高等学校の準備状況について御回答申し上げます。

名張青峰高等学校につきましては、平成28年4月の開校に向け、名張桔梗丘高校、名張西高校、両校の教職員と県教育委員会事務局職員によるワーキング会議を開催し、特色ある教育内容等について検討をしております。

名張青峰高等学校では、地域の願いでもあった、入学生がこれまで以上に難関大学などへの進学が実現できるよう文理探究コースを設置し、進学指導のプログラムづくりを進めています。

また、グローバル社会を生き抜くための力が身につくよう、海外語学研修、海外の姉妹校との交換留学や国際交流活動の実施に向けた準備を進めています。

加えて、生徒が学習活動に際し情報機器を最大限生かせるよう、県立学校では初めて1人1台タブレットパソコンや電子黒板などを活用した指導方法

の研究や機器調達の準備を進めています。

また、施設設備につきましては、普通教室棟、特別教室棟の外壁の塗りかえや西門の改修を行うとともに、教室照明のLED化を進めているところでございます。

さらに、校章とロゴマークにつきましては、デザインの公募を行い、多数の応募の中から各1点を選定して、8月26日に公表したところでございます。

こうした名張青峰高等学校の魅力を発信するため、学校の内容を紹介したリーフレットの作成、配布、あるいは中学生や保護者などに周知を図っているところでございます。

課題につきましては、これまで以上に名張青峰高等学校の特色や魅力について中学生や保護者等に浸透を図るとともに、生徒が主役の学校づくりを進め、地域で求心力のある学校とすることが重要です。さらに、名張桔梗丘高等学校につきましては、募集停止により在校生のみとなることから、引き続き生徒が学習や部活動などの面で充実した学校生活を送れるよう、しっかりと取り組んでまいります。

今後とも保護者や地域住民の声を聞きながら、進学指導やグローバル教育、ICT教育を担うのは教員でございますので、教員の資質向上を図り、子どもたちに選ばれ、地域の期待に応えられる学校づくりを加速させてまいります。

以上でございます。

〔29番 北川裕之議員登壇〕

○29番（北川裕之） 御答弁いただきました。

名張青峰高等学校のほうはぜひよろしく申し上げます。残される学年の子どもたちのケア、それから、名張桔梗丘高等学校の跡地の利用、これはぜひ県で責任を持って頑張っていたいただきたいと思います。

一番先の学力のところですけども、私は自分の人生観はほとんどアニメと音楽で養ってきたんですけども、「宇宙兄弟」というアニメ、御存じですか。知らないですかね。知っていらっしゃいますね。

子どものころ兄弟で月を目指す約束をした兄弟がいて、弟は宇宙飛行士になるんです。兄はうだつが上がらずにサラリーマンをやっているんですけども、役立たずで首になるんですね。でも、周りの人に支えられて、その約束を思い出して、また宇宙飛行士になろうとしてチャレンジする。テストは全然だめなんですよ。でも、周りも本人も気づかないんだけど、危機突破能力や統率力や、それはまさに人間力を実は兼ねそろえていて、そして、最後は難関を突破して宇宙飛行士になっていくという物語なんですね。

そういう夢が伝わるような施策にぜひしていただきたい、このことをお願いさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。

最初に、野口正議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 大久保孝栄議員。

〔21番 大久保孝栄議員登壇〕

○21番（大久保孝栄） お疲れのところ済みません。鷹山、熊野市・南牟婁郡選出、大久保孝栄です。

野口議員の国内外の観光誘客と県内市町の海外友好都市提携の現状と対応についての関連質問をさせていただきます。

まず、知事のいろんな観光トップセールスによって、今まで振り返ってみると、2013年の日台観光サミットの三重県での開催ですとか、この間のニューヨークなんかも含め、三重県に対する外国人の観光客の急増は私たち東紀州の人間としてもすごく目に見えてわかっている、ますます日に日に増えているなというのを実感しているところでございます。この御努力に本当に感謝申し上げます。

そして、先ほど野口議員の質問にもありましたし、中瀬古議員の質問にもありましたけれども、外国人の観光客は増えていると。それ、すごくこれから軌道に乗ってうまくいくなという予感を感じております。

それで、先ほどの姉妹友好都市提携の話がありました。観光客というのは

やっぱり一回来てレポートをしてくれるかどうかというのが大事なところですけれども、長期的な国際交流、それを考えたときに、姉妹友好都市の提携というのを大事にしていけないといけないなと感じているところなんですけれども、三重県の中には久居高校ですとか、先ほどの名張青峰高校でもそうですが、海外の姉妹校提携をしている学校も幾つかあると聞いております。そのことについてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

海外姉妹校提携支援事業の現状と、その活動内容について少しお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○教育長（山口千代己） 海外姉妹校提携支援事業につきましては、平成11年度まで実施しておったものでございますが、英語関連学科設置校5校、この当時、川越高校とか名張西高校とか、新設した学校の英語科におきまして、海外との姉妹校提携を結んだという事情がございます。

さらに、その平成11年まではその事業でございましたが、平成12年度から16年度までは変わる高等学校支援事業ということで、姉妹校交流などを通じた学校づくりに取り組む県立高校を支援してきたところでございます。

現在でございますが、事業による支援は行っておりませんが、平成27年5月1日現在で海外の高校と姉妹校提携を結んでいる県立高校は11校でございます。主な先は、韓国、オーストラリア、イギリス、パラオ、台湾でございます。内容といたしましては、姉妹校への研修旅行とか、あるいは留学生の受け入れがございます。相可高校では開平餐飲学校ということで食物調理で交流しております。さらに、水産高校はパラオということで、それぞれの教育内容に応じた交流が進められておるところでございます。

一方、そういうような交流事業も大切なんです、チャレンジ力を磨くということで、グローバル人材の育成ということで、1人で研修に行けるというような、そういうような事業にも最近は力を入れているところでございます。

以上でございます。

〔21番 大久保孝栄議員登壇〕

○21番（大久保孝栄） ありがとうございます。

オーストラリアとかパラオとか、専門の内容に合ったところにいろいろと交流をさせていただいているということですが、なぜ今日この質問をさせていただいたかと申し上げますと、実は3日前に、9月29日に尾鷲法人会女性部の設立30周年の講演事業がありまして、皇學館大学とかでも教えていただいている竹田恒泰先生の講演が尾鷲市のせぎやまホールであったんです。そのときに、1000人規模の会場なんですけど、そこを埋め尽くして立ち見も出て、2時間のすばらしい講演だったんですね。

そのときに、講演の内容は日本はなぜ世界で一番人気があるのかという講演内容で、日本人の働き方、仕事の仕方、これ、日本の誇りを持ってするという、お金のためではなくて人のため、世のためには日本人は一生懸命頑張ってもらって、死ぬときにどういう死に方がいいのかというと、家族に惜しまれながら死んでいくのが一番いいというような、なぜそうなるかということ、やはり人のため、世のために尽くして満足感を、幸せを感じられる日本人だからこそ日本はすごいということを言われる、ものづくりでもそうだというようなお話だったんです。

そのときに、今年は戦後70年の節目だということで、この70年間、具体的にどういうことを反省して、どういうことの方をつけていかなければいけないかというお話がありました。県議会議員の中でも東議員とか津村議員とかも御出席いただいていたと思うんですが、もう会場がみんな納得するお話で、もちろん戦争になってはいけない、してはいけない、巻き込まれてはいけない、子どもたちを戦場に送らないためにどうするか。そんな送らないというのは当たり前のことです、私たちにしたら。命をかけて子どもを産む、女性ですから、私たちも子どもたちを戦場に送らないのは当たり前。そのために、70年間、何を反省して、何を力をつけていくのか、この話がありました。

そのときに、何で戦争になったかとか敗戦したかとかという理由をやっぱり探していくと、国際情勢の見誤りというのが一つ理由の中にありました。これを反省して何をしていくか、今後ということを考えてときに、やはり国

際的な人材育成というのをしていけないといけないということを熱く語っておられました。

子どもたち、特に学生にいろんな世界を見ていただいて、専門的知識を学んでいただいて、そして、その国際情勢をちゃんと把握できる人材育成がこれからの日本の平和のためにすごい大事なことじゃないかという御提案をいただきました。

そして、私たち、やっぱり議会という、政治というのは、10年後、20年後のこの世が平和であるために、この三重県が生き生きと輝くために何をしていくかを議論するべきだと思うので、やはりそこで、予算がないのはわかっている、削るのもわかっている、昨日も東議員がいろいろとおっしゃっておいりましたけれども、やはり投資するべきところにはきちっと投資していただいて人材育成に努める。それは今のことだけじゃなくて、やはり10年後、20年後に大事なことだと思うので、今日は、せっかく姉妹校提携をしている高校同士、学校同士、これを活用して、もう橋を渡っているんですから、そこを活用していただいて国際交流をより進めていただく、子どもたちの交換留学生をたくさん交流させていただく、それをまた長期的に続けていただく、こういうことがすごく大事なのではないかなと思って質問させていただいた次第です。

やはりグローバルな人材育成、姉妹校の提携を大いに活用した交換留学生の推進、そして、国際感覚の豊かな人材育成をしていくことが今後の平和に一番つながると思いますし、私たちが今しておかなくてはならない、力をつけるべきことではないかと思っております。

これは学力向上も一緒です。学力向上することによって、子どもたち一人ひとりが考える、自分で判断する力をつけていく。そういうときにはやはり国際感覚を持った子どもたちを育てていくのは大事かと思っておりますので、私たちがこの戦後70年たった今、何を反省し、何を力をつけていくのか、それは、やっぱり子育て、学力向上、そして国際感覚の向上、こういうことが大事なのではないかなと思っておりますので質問させていただきました。今後ともまたよ

ろしくお願いしたいと思います。

これで関連質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 次に、北川裕之議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。25番 杉本熊野議員。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） 新政みえ、杉本熊野です。

1 定例会会議の中で2度目の関連質問するのは初めてです。お疲れのところ、どうぞよろしくお願ひいたします。

北川議員の学びの充実について関連させていただきます。

昨日、全員協議会で平成28年度三重県経営方針（案）が提案をされました。そこで、学力、体力の向上に基づく生き抜いていく力の育成を重点に挙げていただいております。

私はこの学力、体力の向上に基づく生き抜いていく力というフレーズに何か違和感を感じて、少し理解を深めたいと思って、昨日も質問をして御答弁もいただいたんです。その中で、総合教育会議の中で議論をしてきた言葉だということがわかりました。その後、三重県教育施策大綱（仮称）中間案のキーワードであるということも教えていただきました。大綱（仮称）中間案については議会は今後で、来週の常任委員会でも示されるようですけれども、知事と直接意見交換ができるのは今日のこの本会議場だということですので、11月定例会会議では最終案になってしまうので、知事と議論を、知事が本当に思いを持って選び出してきた言葉なので、議論をしていただくのなら本日までということでしたので、関連質問をさせていただきます。

知事が考えていただいている生き抜いていく力というのはどのような力なんでしょうか。そして、重点項目にありました、学力の向上に基づく生き抜いていく力の育成というのは、その学力の向上と生き抜いていく力にはどんな関係性を考えておられるのかということをお聞かせいただきたいと思うんです。

私、違和感についてちょっと申し添えますと、一般的にお父さんやお母さ

んがよく言われることなんですけれども、この子は勉強はさっぱりあかんけど生きる力はあるんですわと、そんな言葉、よく皆さんもお聞きになりませんか。勉強はさっぱりあかんのですわというのは、大抵の場合はテストの成績が悪いことを意味しているんです。つまり、テストの点は悪いけど生きる力はあるんですわと、せやで大丈夫なんですわと、そんな意味だと思うんです。

実際にそういったテストの成績が悪くても生き抜いていく力がある子って本当にいますし、事実、立派な社会人にもなっています。反対に、そういったテストの点数がよくても、そういう生きる力が弱い子というのも、そういうふうに感じられる子どももおります。

ですので、テストの成績と生き抜いていく力には強い関係性があるというよりは、むしろ別物というような感覚が一般的な、一般的なですよ、一般的な感覚ではないかというふうに推測、私、しているんです。多分、私はそういう声をたくさん今まで聞いてきたので、今回のこの重点項目のフレーズに違和感を持ったんだと思うんです。そんなこともあって、知事の御見解をお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 常任委員会でまだお示ししていませんのでこういう御質問をいただくのはやむを得ないのかなと思うんですが、三重県教育施策大綱（仮称）中間案の中に六つの基本方針がありまして、そのうちの一つに「生き抜いていく力」の育成というふうに書いています。

そこには、「三重で学ぶ人が、自らの無限の可能性を信じ、未来への希望を胸に来るべき時代を生き抜き、夢と志を実現できるよう、『自立』『共生』する力を育む。」。ここは、「三重県は、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく『自立』の力、および他者との関わりの中で共に支えあい、新しい社会を創っていく『共生』の力を育む教育を推進していきます。」というふうに書かせていただいておりますし、その上で、だから、多様な個性を有し、多様な環境に置かれた子どもたち一人ひとりが夢を実現をするためには、自らの力で生き抜いていくことに加え、他人とつながり協

力して生きていくことが重要であるとの思いから、この二つの力に整理をして、この生き抜いていく力というふうに書かせていただきました。

学力、正確におっしゃっていただきたいんですけども、経営方針（案）は学力と体力、学力のことだけ書いていませんし、全国学力・学習状況調査のことだけ言っているわけでもありませんので、そこは正確に捉えていただきたいんですけども、この教育施策大綱（仮称）中間案には生き抜いていく力の育成のところにも書いてあるんですね。「『何を学んだのか』だけではなく、『それをどう活かすのか』を重視し、学んだ知識を、課題や困難を乗り越えるための知恵や実行力へと結実させること、新しい価値の創造へとつなげていくことができるよう、」というふうに書いてあるので、テストの点数のことだけを言っているのではなくて、何を学んだか、そして、学んだ知識を、それをどう実行に移していくのか、そういうことを含めた学力というようなことで、それが生き抜いていく力につながるというふうな関係性で整理をさせていただいております。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） ありがとうございます。

学力は学力テストの結果だけではないというお話だったんですが、私、読み方が悪いのかな。（資料を示す）この昨日の平成28年度三重県経営方針（案）は学力テストの結果を指しているというふうに読み取れるんです。そうではないということがわかったので、理解できました。

それから、目指す教育の方向性として、自立の力と共生の力、両方言っていたので、そのとおりでと思います。ただ、私は、生き抜いていく力というこの言葉は、両方をあらかず言葉というよりは自立の力を強調される言葉のように受け取れるんですね。どんな言葉が適切かと、うまく今ないんですけども、それは物すごく議論しながら紡いでこられた言葉だろうとは思いますが、自立の力のほうだけを強調しているように思ってしまうんです。

今、新しい豊かさだとか地方創生の中で郷土愛の醸成であるとか、つなが

る力であるとか、地域における力というのはやっぱりそのあたりが、知事も強調されているときなので、そのあたりが本当に反映された言葉が生き抜いていく力というところでびたりとくるのかなというのが、ちょっとまだびたりとこないというところが今の私の捉え方です。

今後、パブリックコメントとかそういうのもっていくということですので、さらにいろんな方の、常任委員会もそうですし、これから意見が出てくると思いますので、ぜひまたそういったところでみんなで紡いでいけて、県民の感覚にびたりとくる、できるだけそういう言葉を探していけたらなと、その御検討をお願いできたらなというふうに思っております。

それから、これはごめんなさい、知事というよりは教育長に、質問というよりは先ほどの御答弁でちょっと気になるところがあって、全国学力・学習状況調査の目的は授業改善と環境改善のための活用というのが文部科学省の意図です、趣旨です、目的です。これは、私、常任委員会の中でも確認させていただいたように記憶はしているんですけども、それは手段であって目的ではない。目的ではない。でも、それを県民指標にしてしまったら目的になると思うんです。目的になると思うんです。

これは何度もこれまで、目的ではない、手段ですというふうにお答えをいただいていたと思うんです。このあたりは、私、常任委員会、所属しておりますので、今後また議論をさせていただきたいと思います。

以上、生き抜いていく力について確認をさせていただきました。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

請 願 の 取 り 下 げ

○副議長（中森博文） 日程第2、請願取り下げの件を議題といたします。

戦略企画雇用経済常任委員会において審査中の請願第6号については、お手元に配付の請願取り下げ件名一覧表のとおり、請願者から取り下げ願いが提出されました。

お諮りいたします。本件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中森博文） 御異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定いたしました。

請願取り下げ件名一覧表

委員会名	受理番号	件名
戦略企画雇用経済	請6号	戦争法案反対について

○副議長（中森博文） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（中森博文） お諮りいたします。明3日から15日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中森博文） 御異議なしと認め、明3日から15日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月16日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時22分散会